

# 第3次船橋市障害者施策に関する計画

## 進捗状況

～平成29年度実績～

平成30年10月

船橋市



## — 目 次 —

第 3 次船橋市障害者施策に関する計画の進捗状況の管理及び評価・・・1

第 3 次船橋市障害者施策に関する計画の重点課題の取り組みについて・・・2

各論及び推進体制の評価及び今後の方向性について・・・・・・・・・・4

成果目標の評価及び今後の方向性について・・・・・・・・・・7

### 進捗状況調査結果一覧

第 1 章 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第 2 章 保健・医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第 3 章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等・・・・・・30

第 4 章 雇用・就業、経済的自立の支援・・・・・・・・・・38

第 5 章 生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第 6 章 安全・安心・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第 7 章 差別の解消及び権利擁護の推進・・・・・・・・・・54

推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・66



## 第 3 次船橋市障害者施策に関する計画の進捗状況の 管理及び評価

第 3 次船橋市障害者施策に関する計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき市町村障害者計画であり、船橋市における障害のある人のための施策の最も基本的な計画として、また障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を目的とし、就労や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、平成 27 年 2 月に策定しました。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況を把握・評価を行います。

## 第 3 次船橋市障害者施策に関する計画の重点課題の 取り組みについて

(計画書 4・5 ページ)

### 重点課題① 地域包括ケアシステムの推進

社会における高齢化が進む中、船橋市においても住み慣れた地域で暮らしていきたいと望んでいる多くの高齢者の要望に応えることを喫緊の課題として捉え、特に高齢者を対象とし、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの考えは障害のある人に対しても普遍的なものであり、障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害者が船橋市内で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供することが必要です。平成 29 年度策定の第 5 期船橋市障害福祉計画及び第 1 期船橋市障害児福祉計画では、障害者の生活を地域全体で支援する地域生活支援拠点事業を平成 32 年度末までに実施することを目指しております。平成 29 年度は、自立支援協議会の地域移行・福祉サービス部会、船橋市における地域生活支援拠点の体制整備を検討するワーキンググループにおいて協議を行いました。

### 重点課題② 高齢化への対応

障害のある人自身の高齢化、また、その保護者の高齢化に伴い、親亡き後の不安を解消するための取り組みを行っていく必要があります。

グループホームは障害のある人の地域生活の住まいの場として重要な役割を担っており、新規の設置や安定的な運営のための運営費に対する補助などを行っているほか、新規に開設するグループホームに対してのスプリンクラー整備に対する補助を行いました。

また、物事を判断する能力が十分でない知的障害者や精神障害者等を保護し、支援するための制度である「成年後見制度」の相談や法人後見等を船橋市障害者成年後見支援センターで行っております。

介護保険制度と障害福祉サービスの併給について、障害福祉サービスの短期入所を利用している障害者が介護保険制度の該当となった場合、短期入所について、介護保険サービスに「障害福祉サービスに相当するサービスがある」場合として、介護保険との併給を認めておりませんでした。

このことについて、介護保険移行後も、環境の変化への対応が困難な障害者が引き続き障害福祉サービスの短期入所を継続して利用することの必要性があるのではないかとの意見が地域移行・福祉サービス部会で出されたことから、そこでの議論を踏まえ、平成28年4月1日より、介護保険制度と障害福祉サービスの短期入所の併給を、一定の要件を満たす場合に限り認めるという船橋市障害福祉サービス支給決定基準の一部改正を行いました。

なお、「高齢化への対応」については、重点課題①に記載している「地域生活支援拠点の体制整備」と密接にかかわっており、すでに記載のとおり、平成29年度には実施に向けた協議を行いました。

### **重点課題③ 就労支援の推進**

障害のある人の自立支援の観点から就労に対する支援を行うということは重要です。引き続き自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を中心に、就労支援の取り組みについて協議を行いました。平成29年度は、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を「精神障害者の就労定着と障害者雇用促進法の改正について」をテーマとして開催し、障害者の就労支援の推進に努めました。

就業面及び生活面における一体的な相談支援を行う機関である、障害者就業・生活支援センターに対して、引き続き支援員増員のための補助を行い、機能強化を図りました。

## 各論及び推進体制の評価及び今後の方向性について

第3次船橋市障害者施策に関する計画では施策の体系として、「第1章生活支援」、「第2章保健・医療」、「第3章教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」、「第4章雇用・就業、経済的自立の支援」、「第5章生活環境」、「第6章安全・安心」、「第7章差別の解消及び権利擁護の推進」と施策を7つに整理し、それらを推進するための「推進体制」について記載しました。

各施策及び推進体制についての所管課（図書館は西図書館、公民館は各基幹公民館）の評価及び今後の方向性については以下の表のとおりです。

＝評価基準＝

A：概ね順調に達成している。

B：計画の進捗状況について改善・工夫が必要である。

C：根本的な見直しが必要である。

D：実施していない・評価できない。

完了：目的を達成したため、事業を完了した。



<評価の内訳>

	A	B	C	D	完了	合計
第1章	55 (91.6%)	3 (5.0%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	0 (0%)	60 (100%)
第2章	51 (98.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.9%)	52 (100%)
第3章	46 (75.4%)	7 (11.5%)	2 (3.3%)	5 (8.2%)	1 (1.6%)	61 (100%)
第4章	20 (80.0%)	3 (12.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	0 (0%)	25 (100%)
第5章	15 (71.4%)	4 (19.0%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	0 (0%)	21 (100%)
第6章	15 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	15 (100%)
第7章	22 (95.7%)	1 (4.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	23 (100%)
推進体制	26 (83.8%)	2 (6.5%)	1 (3.2%)	2 (6.5%)	0 (0%)	31 (100%)
合計	250 (86.8%)	20 (6.9%)	6 (2.1%)	10 (3.5%)	2 (0.7%)	288 (100%)

<今後の方向性の内訳>

	拡大	継続	縮小	廃止	完了	合計
第1章	5 (8.3%)	55 (91.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	60 (100%)
第2章	2 (3.8%)	48 (92.4%)	0 (0%)	1 (1.9%)	1 (1.9%)	52 (100%)
第3章	5 (8.1%)	54 (88.5%)	1 (1.7%)	0 (0%)	1 (1.7%)	61 (100%)
第4章	2 (8.0%)	23 (92.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	25 (100%)
第5章	0 (0%)	21 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	21 (100%)
第6章	0 (0%)	15 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	15 (100%)
第7章	1 (4.3%)	22 (95.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	23 (100%)
推進体制	1 (3.2%)	29 (93.6%)	0 (0%)	1 (3.2%)	0 (0%)	31 (100%)
合計	16 (5.6%)	267 (92.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	288 (100%)

## 成果目標の評価及び今後の方向性について

第3次船橋市障害者施策に関する計画では成果目標として19の数値目標を掲げました。平成29年度の実績及び評価、今後の方向性については66ページから記載されています。

所管課の評価及び今後の方向性については以下の表のとおりです。なお、1つの項目について複数の所管課で評価を行っている項目があるため、計画策定時に掲げた19の数値目標に対し、22の評価及び今後の方向性が記載されております。

### <評価の内訳>

	A	B	C	D	完了	合計
成果目標	10 (45.5%)	11 (50.0%)	0 (0%)	1 (4.5%)	0 (0%)	22 (100%)

### <今後の方向性>

	拡大	継続	縮小	廃止	完了	合計
成果目標	7 (31.8%)	15 (68.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	22 (100%)



# 進捗状況調査結果一覽



# 第1章

## 生活支援

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
1	1	1	1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備	①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を船橋市自立支援協議会にて行っています。	①船橋市自立支援協議会にて課題別専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡や障害者施策等に関する情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図ります。 また、住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの取組を進めるため、専門部会において障害のある人の地域生活を支援する相談支援事業所や地域生活支援拠点等との包括的ネットワーク作りを検討します。
2	1	1	1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備	②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。	②課題別専門部会にて障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行い、船橋市自立支援協議会への報告を通じて施策の立案や改善に結び付けます。
3	1	1	1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備	②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。	②課題別専門部会にて障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行い、船橋市自立支援協議会への報告を通じて施策の立案や改善に結び付けます。
4	1	1	2.相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。
5	1	1	2.相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。
6	1	1	3. 計画相談支援の推進	平成26年度末までに障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画及び障害児利用計画の作成が求められており、利用者に対して個別に勧奨するなど計画相談支援を推進しています。	利用者に対しては、市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子どもとその家族に対する計画相談支援の充実を図っていきます。サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に取り組みます。
7	1	1	3. 計画相談支援の推進	平成26年度末までに障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画及び障害児利用計画の作成が求められており、利用者に対して個別に勧奨するなど計画相談支援を推進しています。	利用者に対しては、市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子どもとその家族に対する計画相談支援の充実を図っていきます。サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に取り組みます。
8	1	1	4. 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実	平成24年10月より基幹相談支援センターとして、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。	障害者(児)総合相談支援事業により設置している基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実を図ります。
9	1	1	5. 障害者相談員による相談の実施	身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談を行っています。	障害者相談員に対する研修を定期的実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる障害者相談員による相談の充実を図ります。
10	1	2	1. 障害福祉サービス等の充実	障害のある人の個々のニーズや実態に応じ障害福祉サービス等の支援を行っています。	サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用の推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。 特に短期入所の需要は高く、社会福祉法人等で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して医療的ケアが必要な人も含め、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。
11	1	2	2.難病患者に対する障害福祉サービス等の支援	平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、難病患者も障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者が含まれることになり、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っています。	難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。 また対象疾患拡大等の動きにも適切に対応します。
12	1	2	3. 重度重複化への対応	障害の重度化・重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。	サービスの継続性の観点から、障害の重度化・重複化に対応するため専門職員を配置します。
13	1	2	3. 重度重複化への対応	障害の重度化・重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。	サービスの継続性の観点から、障害の重度化・重複化に対応するため専門職員を配置します。
14	1	2	4. 高齢化への対応	障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。	介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。 また親亡き後の不安の解消の取組として、地域での生活の場であるグループホームの整備や将来に渡りさまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用の推進を図ります。



進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	自立支援協議会を3回開催し、障害者差別解消など障害福祉施策に係る検討や情報共有を行い、関係機関間の連携強化を図った。	A	自立支援協議会を3回実施し、第5期船橋市障害福祉計画及び第1期船橋市障害児福祉計画や地域包括ケアシステム、平成30年度からの基準条例改正についてなど、障害福祉施策に係る検討や情報共有を行い、関係機関間の連携強化を図った。	継続	障害福祉課
A	4部会（就労、地域移行・福祉サービス、権利擁護、障害児）を平均3回ずつ開催し、自立支援協議会において議論の進捗状況を報告を行った。権利擁護部会において障害者差別解消支援地域協議会の設置や、障害児部会においてライフサポートファイルの作成などの議題について検討した。市内日中一時支援事業所に、指導監査課を通して送迎時の注意喚起を行った。	A	就労支援を年4回、権利擁護を年2回開催し、自立支援協議会にて議論の進捗状況を報告を行った。地域移行・福祉サービス部会については、3回開催し、①第5期船橋市障害福祉計画及び第1期船橋市障害児福祉計画の報告②地域生活支援拠点の体制整備について議論を行い、自立支援協議会において議論の進捗状況を報告した。	継続	障害福祉課
A	障害児部会を4回開催し、議題について検討を進めた。	A	障害児部会を2回開催し、議題について検討を進めた。	継続	療育支援課
A	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、計画相談支援に関する問題点の検討や情報共有を行った。緊急時の短期入所などの福祉サービスの利用などについて、相談支援事業所と短期入所等を行う事業所間での協議の場が持たれた。	A	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、計画相談支援に関する問題点の検討や情報共有を行った。また、基幹相談支援センターによる、困難ケースや緊急性を要するケースのサービス等利用計画の作成についての意見交換を行った。	継続	障害福祉課
A	概ね2ヶ月に1度船橋障害者相談支援事業所連絡協議会を開催した。	A	概ね2ヶ月に1度船橋障害者相談支援事業所連絡協議会を開催した。	継続	療育支援課
A	障害福祉サービスの新規申請者や既存の受給者のうちセルフプラン提出者については、ケースワーカーが計画相談支援の作成についての勧奨を行ったほか、サービス継続時の書面や新規サービス利用時の案内にて計画相談の利用を推進した。平成28年3月末時点において、障害福祉サービス受給者数2,820人に対して計画相談支援決定者が1,422人（50.43%）であったが、平成29年3月末時点では障害福祉サービス受給者数3,024人に対して計画相談支援決定者が1,633人（54%）と増加している。	A	障害福祉サービス継続時の書面や新規サービス利用時の案内にて計画相談支援の利用を推進した。平成29年3月末時点において、障害福祉サービス受給者数3,024人に対して計画相談支援決定者が1,633人（54.00%）であったが、平成30年3月末時点では障害福祉サービス受給者数3,181人に対して計画相談支援決定者数が1,862人（58.53%）と増加している。	継続	障害福祉課
B	利用者に対しては、受給者証の新規作成、更新案内時に周知を行い、障害児相談支援の決定件数を増加させた。しかし、障害児相談支援事業所が不足している状況は継続している。	B	利用者に対しては、受給者証の新規作成、更新案内時に周知を行い、障害児相談支援の決定件数を増加させた。しかし、障害児相談支援事業所及び相談支援専門員が不足している状況は継続している。	拡大	療育支援課
A	相談回数：6,170回 新規相談：273人 相談員の欠員時期があったため、相談回数自体は減少したが、新規相談者の受け入れは前年度より多くなった。また、基幹相談支援センターとして触法障害者等の困難事例等の対応も行った。	A	相談回数：8,550回 新規相談：358人 相談員の欠員が解消され、相談回数、新規相談共に大幅に増加した。また、基幹相談支援センターとして触法障害者等の困難事例等の対応も行った。さらに平成29年度より、市からの依頼に応じて困難ケースや緊急性を要するケースを中心にサービス等利用計画の作成を行う業務を開始し、それに伴い相談員を増員することで基幹相談支援センターの機能強化を行った。	拡大	障害福祉課
A	身体障害者相談員：164件 知的障害者相談員：38件 身体障害者福祉センター、FACE、また電話等で市民からの相談に対応した。	A	身体障害者相談員：183件 知的障害者相談員：32件 身体障害者福祉センター、FACE、また電話等で市民からの相談に対応した。	継続	障害福祉課
A	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会や船橋市障害福祉施設連絡協議会を通じて相談支援体制の充実及び施設整備についての働きかけを行った他、事業所が整備を行う際に補助金を交付した。 交付件数：3件 補助額：49,444千円	A	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会や船橋市障害福祉施設連絡協議会を通じて相談支援体制の充実及び施設整備についての働きかけを行った他、事業所が整備を行う際に補助金を交付した。 交付件数：2件 補助額：23,771千円	継続	障害福祉課
A	難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進した。	A	難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進した。	継続	障害福祉課
A	重度身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部について補助金を交付した。 補助額：3,489,993円	A	重度身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部について補助金を交付した。 補助額：3,668,598円	継続	障害福祉課
A	こども発達相談センターでは、未就学のお子さんの発達に関する様々な相談に対応するため、心理発達相談員・保育士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士を配置した。また、簡易マザーズホームにおいては、肢体不自由のお子さんに対応するため、保育士のほか理学療法士・看護師・作業療法士・物理療法士を配置した。	A	こども発達相談センターでは、未就学のお子さんの発達に関する様々な相談に対応するため、心理発達相談員・保育士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士を配置した。また、簡易マザーズホームにおいては、肢体不自由のお子さんに対応するため、保育士のほか理学療法士・看護師・作業療法士・物理療法士を配置した。	継続	療育支援課
A	65歳到達時に介護保険サービスへの切り替えをスムーズに行うため、65歳到達の90日前より要介護認定申請を受け付け対応している。 平成28年度 90日前申請受付 17件	A	65歳到達時に介護保険サービスへの切り替えをスムーズに行うため、65歳到達の90日前より要介護認定申請を受け付け対応している。 平成29年度 90日前申請受付 24件	継続	介護保険課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
15	1	2	4. 高齢化への対応	障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。	介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。 また親亡き後の不安の解消の取組として、地域での生活の場であるグループホームの整備や将来に渡りさまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用の推進を図ります。
16	1	2	5. 困難事例への対応について	多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。	強度行動障害者の支援を行う施設の支援については、適宜見直しを図り、適切な支援を行います。 また矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所等）を退所した障害のある人に対する支援についても検討します。
17	1	2	6. グループホームの充実	①地域移行の推進を図るため、グループホームの整備費の補助を行っています。 グループホームについては消防法、建築基準法上の様々な課題がありますが、それらの問題に対し、関係機関・関係部局と連携を図りながら、問題の解決に取り組んでいます。	①既存のグループホームの適正化を図るとともに、地域移行の推進のため、新たなグループホームの新規設置について検討を行い、必要に応じた整備費の補助を行います。
18	1	2	6. グループホームの充実	②障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費の補助を行っています。	②障害のある人の自立に寄与するために、グループホームの運営費の補助は、障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、推進します。
19	1	2	7. 福祉ホーム・生活ホームによる支援	福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。	福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を行っています。 また生活ホームについてはグループホームへの移行を図ります。
20	1	2	8. グループホーム等入居者家賃補助の実施	障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームの家賃の一部を補助しています。	グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。
21	1	2	9. 生活訓練等事業の推進	視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っています。	生活訓練等事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立社会参加の促進を図ります。
22	1	2	10. 障害児等療育支援事業の推進	在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。	障害児等療育支援事業を推進します。 障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。
23	1	2	11. 精神障害者の社会復帰施策の推進	回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることなどを目的に、デイケアクラブを実施しています。	デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。
24	1	2	12. 一時介護の実施	障害のある人が福祉施設などに有料で一時的な介護を委託した場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図っています。	心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は心身障害者が介護を一時的に必要とした場合に、一時介護の費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図ります。
25	1	2	13. 日中一時支援事業の充実	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。	児童福祉法の児童通所支援事業の実施状況を踏まえつつ、日中一時支援を継続して実施し、障害のある人の日中活動の場の確保、障害のある人の就労支援、障害のある人の家族の一時的な休息等の支援を行います。
26	1	2	14. 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実	重度障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行っています。	自宅での入浴が困難な重度障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施します。
27	1	2	15. 障害者等移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。	障害のある人の社会参加等の観点から、障害のある人の移動支援が不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で移動支援を受けられるよう移動支援事業を継続して実施します。 また、利用実態に合わせた利用方法について継続して検討します。
28	1	2	16. リフトカーによる移動支援の実施	福祉リフトカーの利用支援を行い、障害のある人の社会参加を促す外出支援を行っています。	効率的な利用方法を図りつつ、重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための外出の支援を行います。
29	1	2	17. 福祉タクシー利用料金の助成	重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。	乗用タクシー及び車イスや介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。
30	1	2	18. 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成	身体に障害のある人が、自らが所有し運転する自動車の改造を行う場合や、自動車免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。	身体に障害のある人が、車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。
31	1	2	19. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。
32	1	2	19. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。
33	1	2	20. 福祉有償運送運営協議会の開催	運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性、旅客から收受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。	船橋市福祉有償運送協議会において、福祉有償運送についての協議を行います。 また、事業者に対し福祉有償運送の相談・指導を行います。

進捗状況(平成28年度)		進捗状況(平成29年度)		今後の方向性	担当課
評価	実績(平成28年度)	評価	実績(平成29年度)		
A	その年度に65歳を迎える障害福祉サービス利用者を把握し、介護保険サービス等への切り替えがスムーズになるよう、申請手続き等について関係機関等と連携を図っている。 また、成年後見制度の利用について、必要に応じ案内を行うなど推進を図っている。	A	その年度に65歳を迎える障害福祉サービス利用者を把握し、介護保険サービス等への切り替えがスムーズになるよう、申請手続き等について関係機関等と連携を図っている。 また、成年後見制度の利用について、必要に応じ案内を行うなど推進を図っている。	継続	障害福祉課
B	強度行動障害加算事業補助金、短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金の交付を行った。 ○強度行動障害加算事業補助金(補助額:13,206,702円) ○短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金(補助額:9,850,640円)	B	強度行動障害加算事業補助金、短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金の交付を行った。 ○強度行動障害加算事業補助金(補助額:15,409,259円) ○短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金(補助額:8,387,440円)	継続	障害福祉課
A	スプリンクラー設備の設置が必要な障害者グループホームに対し、整備費の補助金の交付を行った。 (既存)交付件数:6件(うち、2件は前年度から繰越) (既存)補助額:16,700千円(うち、7,154千円は前年度から繰越) (新規)交付件数:2件 (新規)補助額:3,700千円	A	スプリンクラー設備の設置が必要な障害者グループホームに対し、整備費の補助金の交付を行った。 (既存)交付件数:5件 (既存)補助額:12,227千円 (新規)交付件数:3件 (新規)補助額:9,438千円	継続	障害福祉課
A	グループホームの運営費及び開設費の補助金の交付を行った。	A	グループホームの運営費及び開設費の補助金の交付を行った。	継続	障害福祉課
A	福祉ホームによる居室の提供により、日常生活の援助を行った。 入居者:8人(平成28年4月1日) また、生活ホームに対し、運営費補助金を交付した。	A	福祉ホームによる居室の提供により、日常生活の援助を行った。 入居者:8人(平成29年4月1日) また、生活ホームに対し、運営費補助金を交付した。	継続	障害福祉課
A	グループホーム・生活ホーム入居者に対する家賃の一部を補助し、障害のある人の地域移行を推進した。	A	グループホーム・生活ホーム入居者に対する家賃の一部を補助し、障害のある人の地域移行を推進した。	継続	障害福祉課
A	視覚障害者からの相談を受けたり、個々の状況に合わせた訓練指導を実施し、視覚障害者の自立や社会参加の促進を図った。	A	視覚障害者からの相談を受けたり、個々の状況に合わせた訓練指導を実施し、視覚障害者の自立や社会参加の促進を図った。	継続	障害福祉課
A	市内外の7事業所に委託し、相談支援を行った。なお、29年度は受託事業所が1か所増え8事業所となっている。 相談件数 外来…73件 訪問…23件 決算額 468,270円	A	市内外の8事業所に委託し、相談支援を行った。 相談件数 外来…26件 訪問…79件 決算額 509,310円	継続	障害福祉課
A	市内ボランティア団体に協力を得ながら、レクリエーション活動を中心に、創作活動、生活指導等を行っている。実績:43回 延185名参加	A	市内ボランティア団体に協力を得ながら、レクリエーション活動を中心に、創作活動、生活指導等を行っている。実績:43回 延162名参加	継続	保健総務課
A	心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は心身障害者が介護を一時的に必要とした場合に、一時介護の費用の一部を助成し、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図った。	A	心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は心身障害者が介護を一時的に必要とした場合に、一時介護の費用の一部を助成し、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図った。	継続	障害福祉課
A	支給決定者数は毎年増加しており、日中一時支援による障害者の家族の一時的な休息等に寄与した。	A	支給決定者数は毎年増加しており、日中一時支援による障害者の家族の一時的な休息等に寄与した。	継続	障害福祉課
A	支給決定者数は毎年増加しており、入浴サービスによる保健衛生の向上と介護者の負担軽減に寄与した。	A	支給決定者数は毎年増加しており、入浴サービスによる保健衛生の向上と介護者の負担軽減に寄与した。	継続	障害福祉課
A	支給決定者数は毎年増加しており、移動支援事業による外出の支援に寄与した。	A	支給決定者数は毎年増加しており、移動支援事業による外出の支援に寄与した。	継続	障害福祉課
A	歩行困難な重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のために福祉リフトカーで移送し、外出の支援を行った。	A	歩行困難な重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のために福祉リフトカーで移送し、外出の支援を行った。	継続	障害福祉課
A	重度の障害のある人の通院、会合等のために、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図った。	A	重度の障害のある人の通院、会合等のために、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図った。	継続	障害福祉課
A	障害のある人が自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成し、身体に障害のある人の社会参加を促進した。	A	障害のある人が自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成し、身体に障害のある人の社会参加を促進した。	継続	障害福祉課
A	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備した。助成額は例年上昇傾向にある。平成28年度助成額は前年度比約15%増。	A	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備した。助成額は例年上昇傾向にある。平成29年度助成額は前年度比約29%増。	継続	療育支援課
A	障害者施設等に通所している障害者本人及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、これらの者の負担軽減を図ると共に、日中活動への参加を促進した。	A	障害者施設等に通所している障害者本人及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、これらの者の負担軽減を図ると共に、日中活動への参加を促進した。	継続	障害福祉課
A	平成28年度は福祉有償運送運営協議会を1回開催し、登録団体に対し、適切な運営が成されるよう、事業を行ううえで必要な手続き等の実施状況を確認し、必要に応じて指導した。 協議会の主旨に沿い協議を行った結果、2団体の更新を承認した。	A	平成29年度は福祉有償運送運営協議会を2回開催し、登録団体に対し、適切な運営が成されるよう、事業を行ううえで必要な手続き等の実施状況を確認し、必要に応じて指導した。 協議会の主旨に沿い協議を行った結果、7団体の更新を承認した。	継続	地域福祉課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
34	1	2	21. 食の自立支援事業の実施	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。	一人暮らしの障害者等の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。
35	1	3	1. 療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図っています。	連携を強化するための会議等を開催し支援体制の整備を図ります。
36	1	3	2. 児童発達支援の実施	学齢前の障害児が、日常生活の向上を図るため、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っています。	児童発達支援を実施し、障害児の日常生活の向上を図ります。
37	1	3	3. 放課後等デイサービスの実施	就学している障害児が、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。	放課後等デイサービスを実施し、障害児の生活能力の向上を図ります。
38	1	3	4. 保育所等訪問支援の実施	保育所等に通う障害児が、集団生活への適応のため、訪問支援員が専門的なアドバイスを行っています。	保育所等訪問支援を実施し、集団生活の適応向上を図ります。
39	1	3	5. 早期発見・早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職の巡回相談等により、発達に遅れのある子を早期発見し、早期療育を行っています。	幼稚園等への巡回相談等を行い、早期発見し、早期療育に繋がります。
40	1	3	6. 療育内容の充実	療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援にかかる知識や具体的な支援方法についての指導啓発を行うことにより、効果的な支援体制の確立を図っています。	幼稚園・保育園等の職員に対して、講演会を開催し、職員の資質の向上を図ります。
41	1	3	7. 保育所における障害のある児童の受け入れ	「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育に欠ける発達支援児の保育所での受け入れを行っています。また保育所のバリアフリー化を推進しています。	「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。また保育所のバリアフリー化も推進します。
42	1	3	8. 幼稚園における障害のある児童の受け入れ	障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。	障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行います。
43	1	3	9. 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ	障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。	職員の加配を行うなど障害のある児童の受け入れを行います。
44	1	4	1. 補装具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・修理）の支給を行っています。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補装具費の支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。
45	1	4	2. 日常生活用具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。	日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。
46	1	5	1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（Fネット）事業の実施	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。	ふなばし安全・安心メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。
47	1	5	2. 図書利用の支援	①身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。	①身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。
48	1	5	2. 図書利用の支援	②障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配を行っています。	②図書の宅配サービスを行います。
49	1	5	3. 点字広報・声の広報の発行	広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。	点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図ります。
50	1	5	4. 市のホームページにおける情報提供の推進	市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能など情報提供の推進を図っています。	市のホームページにおける情報提供の推進を図ります。
51	1	5	5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。	声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図ります。
52	1	5	6. 公文書の音声コード化	障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。また、音声コード読み上げ装置を、平成26年度に戸籍住民課及び各出張所・連絡所に配置しました。	公文書の音声コード化については、必要に応じて行います。
53	1	5	6. 公文書の音声コード化	障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。また、音声コード読み上げ装置を、平成26年度に戸籍住民課及び各出張所・連絡所に配置しました。	公文書の音声コード化については、必要に応じて行います。
54	1	6	1. 手話通訳者・要約筆者による意思疎通支援の推進	①広域的な手話通訳者・要約筆者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①障害のある人と障害のある人に対して意思疎通を必要とする人の意思疎通支援の手段として、手話通訳者又は要約筆者の派遣の利用を推進します。
55	1	6	1. 手話通訳者・要約筆者による意思疎通支援の推進	②手話通訳者・要約筆者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆者の養成を行っています。	②専門性の高い手話通訳者・要約筆者の養成を行うことによる意思疎通支援を推進します。
56	1	6	2. 手話講習会の実施	①聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。	①聴覚障害者への意思疎通支援のため、手話講習会を行います。



進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じた。平成28年度は2名の登録者がいたが、実利用は0件であった。 (船橋市サービス公社実施事業)	A	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じた。平成29年度は1名の対象者に栄養管理サービスの提供を6件行った。 (船橋市サービス公社実施事業)	継続	障害福祉課
A	保健センター、家庭児童相談室、子育て支援センターとの連絡会議を開催し、相互の情報共有及び連携強化を図った。	A	保健センター、家庭児童相談室、子育て支援センターとの連絡会議を開催し、相互の情報共有及び連携強化を図った。	継続	療育支援課
A	児童発達支援を実施し、障害児の日常生活の向上を図った。利用延べ日数48,436日。市内指定事業所数18（平成28年度末時点）。	A	児童発達支援を実施し、障害児の日常生活の向上を図った。利用延べ日数56,083日。市内指定事業所数23（平成29年度末時点）。	拡大	療育支援課
A	放課後等デイサービスを実施し障害児の生活能力の向上を図った。利用延べ日数59,902日。市内指定事業所数35（平成28年度末時点）。	A	放課後等デイサービスを実施し障害児の生活能力の向上を図った。利用延べ日数81,153日。市内指定事業所数37（平成29年度末時点）。	拡大	療育支援課
B	保育所等訪問支援を実施し、集団生活の適応向上を図った。利用延べ日数1日。指定事業所数2（平成28年度末時点）。利用者数が少なかった。	C	保育所等訪問支援を利用した児童は0名。指定事業所数2（平成29年度末時点）。今後の保育所等訪問支援利用者を増やすため、児童発達支援センターとの協議を重ねた。	拡大	療育支援課
A	心理発達相談員や理学療法士等の療育の専門職が、市内の幼稚園等の職員に対して巡回相談等を行うことにより職員の資質の向上を図るとともに、発達に遅れがある子を早期発見し、早期療育に繋げた。平成28年度から認可外保育園への巡回相談を開始した。	A	心理発達相談員や理学療法士等の療育の専門職が、市内の幼稚園等の職員に対して巡回相談等を行うことにより職員の資質の向上を図るとともに、発達に遅れがある子を早期発見し、早期療育に繋げた。	継続	療育支援課
A	支援に実際に携わる現場職員を対象に、保育者向け研修会を開催した。公立保育園管理課主催保育士研修に講師を派遣した。	A	支援に実際に携わる現場職員を対象に、職員向け研修会を開催した。地域子育て支援課（児童ホーム・放課後ルーム）主催職員研修に講師を派遣した。	継続	療育支援課
A	「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行った。	A	「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行った。	継続	公立保育園管理課
A	対象児童の受け入れに対する補助を私立幼稚園に案内し、例年並みの実績がみられた。	A	対象児童の受け入れに対する補助を私立幼稚園に案内し、受け入れ実績の増加がみられた。	継続	学務課
B	職員の加配については、すべての施設において実配置することはできなかった。	B	職員の加配については、すべての施設において実配置することはできなかった。	継続	地域子育て支援課
A	申請件数・助成件数ともに平成と同程度の支援を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上に寄与した。 支給件数 862件 決算額 92,291,190円	A	申請件数・助成件数ともに平成と同程度の支援を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上に寄与した。 支給件数 995件 決算額 98,661,834円	継続	障害福祉課
A	申請件数・助成件数ともに平成と同程度の支援を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上に寄与した。 件数 11,570件 決算額 121,579,310円	A	申請件数・助成件数ともに平成と同程度の支援を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上に寄与した。 件数 12,329件 決算額 127,938,820円	継続	障害福祉課
A	市が主催する講演会やシンポジウム、光化学スモッグ注意報などの情報をファクシミリにて送信し、聴覚障害者への情報保障を行った。	A	市が主催する講演会や光化学スモッグ注意報などの情報をファクシミリにて送信し、聴覚障害者への情報保障を行った。	継続	障害福祉課
A	声の図書は、ふなばし朗読の会「まつむし」に依頼し、新規分をCDに録音している。在庫のテープについても順次テープからCDに録音し直した。 声の図書 貸出冊数：236冊分	A	声の図書は、ふなばし朗読の会「まつむし」に依頼し、新規分をCDに録音している。在庫のテープについても順次テープからCDに録音し直した。 声の図書 貸出冊数：214冊分	継続	障害福祉課
A	総登録者数38名に対して771冊の資料を貸出した。	A	総登録者数37名に対して942冊の資料を貸出した。	継続	図書館
A	点字広報と声の広報を作成し、利用者に情報提供した。また、声の広報については、多くの人に利用してもらうため音声データをホームページに掲載している。	A	点字広報と声の広報を作成し、利用者に情報提供した。また、声の広報については、多くの人に利用してもらうため音声データをホームページに掲載している。	継続	広報課
A	市ホームページでふりがな・文字の拡大に加え、27年度からは音声読み上げ機能を持たせ、情報提供を行った。	A	市ホームページでふりがな・文字の拡大に加え、27年度からは音声読み上げ機能を持たせ、情報提供を行っている。	継続	広報課
A	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりの市議会だよりの点字版を発行し、情報提供を行っている。	A	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりの市議会だよりの点字版を発行し、情報提供を行っている。	継続	庶務課
D	公文書作成課において、必要に応じて行っているものと考えられる。	D	公文書作成課において、必要に応じて行っているものと考えられる。	継続	総務課
A	必要に応じて音声コード化を実施している。	A	必要に応じて音声コード化を実施している。	継続	障害福祉課
A	聴覚または音声・言語機能に障害のある人が意思の疎通を図るのに支障があるときに、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通の支援を図った。	A	聴覚または音声・言語機能に障害のある人が意思の疎通を図るのに支障があるときに、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通の支援を図った。	継続	障害福祉課
A	手話通訳者および要約筆記者の養成講座を開催し、手話通訳者・要約筆記者派遣事業における意思疎通支援の担い手となる人材の育成を図った。	A	手話通訳者および要約筆記者の養成講座を開催し、手話通訳者・要約筆記者派遣事業における意思疎通支援の担い手となる人材の育成を図った。	継続	障害福祉課
A	主に中途失聴者・難聴者対象。中途失聴者の講師を迎え講習会を行った。定員15名、月2回、参加者数（延べ人数）217人（年1回の講演会を含む）	A	主に中途失聴者・難聴者対象。中途失聴者の講師を迎え講習会を行った。定員15名、月2回、参加者数（延べ人数）137人（年1回の講演会を含む）	継続	障害福祉課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
57	1	6	2. 手話講習会の実施	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。
58	1	6	2. 手話講習会の実施	③身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。	③手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。
59	1	6	3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。
60	1	6	3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実	②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。	②盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	前期・後期に分けて同じ内容を男女共同参画センターで夜間に、社会福祉会館で昼間に行った。 はじめての手話 定員25人、前期・後期各23回 参加者数（延べ人数）969人	A	前期・後期に分けて同じ内容を男女共同参画センターで夜間に、社会福祉会館で昼間に行った。 はじめての手話 定員25人、前期・後期各23回 参加者数（延べ人数）969人	継続	障害福祉課
A	聞こえに不便を感じている中途失聴者・難聴者のための手話講習会を開催し、社会参加を促進した。	A	聞こえに不便を感じている中途失聴者・難聴者のための手話講習会を開催し、社会参加を促進した。	継続	障害福祉課
A	目と耳の両方に障害のある盲ろう者に対し、移動や意思疎通を支援する通訳・介助員を派遣し、盲ろう者の自立と社会参加を促進した。	A	目と耳の両方に障害のある盲ろう者に対し、移動や意思疎通を支援する通訳・介助員を派遣し、盲ろう者の自立と社会参加を促進した。	継続	障害福祉課
A	盲ろう者通訳・介助員養成講座を開催し、盲ろう者通訳・介助員派遣事業の担い手となる人材の育成を図った。	A	盲ろう者通訳・介助員養成講座を開催し、盲ろう者通訳・介助員派遣事業の担い手となる人材の育成を図った。	継続	障害福祉課





## 第2章

### 保健・医療

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
61	2	1	1. (仮称)保健福祉センターによる保健・医療・福祉の連携	保健所・保健センター・地域包括支援センター等、保健・医療・福祉サービスの拠点となる複合施設である(仮称)保健福祉センターを、平成27年10月の開設を目標に建設しています。	(仮称)保健福祉センターの整備を行うことにより、保健所を中心とした保健・医療・福祉の連携を図り、より良いサービスを提供できる体制づくりを推進します。
62	2	1	2. 健康づくり事業の推進	健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠、出産・子育てに関する相談、健康診査等の事業を行っています。	生涯にわたる健康づくりのための事業を実施します。
63	2	1	3. 地域リハビリテーションの推進	①船橋市地域リハビリテーション協議会において、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、適切なリハビリテーションが切れ目なく提供される「地域リハビリテーション」を推進するために必要な事項について、協議しています。	①「地域リハビリテーション」を推進するための協議及び取り組みを実施します。
64	2	1	3. 地域リハビリテーションの推進	②船橋市リハビリセンターにおいて、これまでのリハビリ事業に加え、市内の回復期病床を持つ病院等と密接な連携体制を整えることで、回復期から維持期までの継続したリハビリテーションを提供していく地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行っています。また、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーション業務を実施し、地域で生活しながらリハビリテーションを行う方にリハビリテーションの総合的な提供を行っています。	②平成26年4月から指定管理者制度を導入し、これまでのリハビリ事業に加え、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行い、地域リハビリテーションの推進を支援するとともに、平成26年7月から診療所の運営を開始するほか、平成27年4月から訪問看護ステーションの運営を開始します。
65	2	1	3. 地域リハビリテーションの推進	③リハビリテーション検討会議の開催など庁内におけるリハビリテーションの連携を図っています。	③庁内におけるリハビリテーションの連携を図ります。
66	2	1	4. 地域医療の推進	①かかりつけ医の必要性について、市の広報や小児救急ガイドブックを通じて、市民への啓発を図っています。	①市の広報や小児救急ガイドブックなど様々な形で、かかりつけ医の必要性について、市民への啓発事業を行います。
67	2	1	4. 地域医療の推進	②高い病床稼働率を維持している船橋市立リハビリテーション病院において回復期のリハビリテーションを提供しています。	②船橋市立リハビリテーション病院による回復期のリハビリテーション医療の提供を実施します。
68	2	1	5. 在宅療養者への介護・介護支援の充実	平成23年度に3ヶ所、平成25年度に1ヶ所の委託による地域包括支援センターを増設し、より地域に密着した対応を行っています。	地域包括支援センター及び協力機関である在宅介護支援センターの機能強化を図ります。また、各地区コミュニティで開催されている地域ケア会議を充実させます。
69	2	1	6. 在宅医療の推進	医療・介護の関係団体の代表で構成する船橋市地域在宅医療推進連絡協議会を設置し、平成24・25年度の2年間、在宅医療を推進するために必要な事項の検討を行い、協議結果を「船橋市における在宅医療の推進について」報告書に取りまとめを行いました。また、平成25年5月、医療・介護関係者及び行政によって構成する任意団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークが設立され、在宅医療の推進に向けて取り組んでいます。	船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動を中心に、在宅医療・介護関係者が連携し、在宅医療の推進に向けて取り組みます。新たに市が設置予定の在宅医療支援拠点の平成27年10月オープンに向けて、行政と関係機関が協力連携のうえ、準備を進め、推進体制を構築します。
70	2	1	7. 医療機関での診療の円滑化	障害のある人が医療機関において円滑な診療が受けられるよう、千葉県から提供される受診サポート手帳を障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーにて配布しています。	受診サポート手帳の配布及び市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行います。
71	2	1	8. 歯科診療の充実	さざんか歯科診療所において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害のある人に対し歯科診療を行う体制を整え、診療しています。	(仮称)保健福祉センター内に、障害のある人に対する歯科診療を行う診療所を新たに設置するなど歯科診療の充実を図ります。
72	2	1	9. 障害福祉施設等への歯科指導及び家庭への訪問指導の充実	障害福祉施設等に出向き、歯科指導を実施するとともに、必要時においては家庭への訪問指導を行っています。	各施設への歯科指導及び家庭への訪問指導を行います。
73	2	1	10. 医療費負担の軽減 自立支援医療(更生医療)の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療	障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行っています。・自立支援医療(更生医療)の給付・重度心身障害者医療費の助成・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び75歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用	医療の給付及び医療費の助成を行います。なお重度心身障害者医療費については現物給付化に向けて、千葉県の動向を見ながら、必要な措置を行います。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
完了	建設計画どおり、平成27年8月に竣工し、同年10月に開所しました。	完了	建設計画どおり、平成27年8月に竣工し、同年10月に開所した。保健福祉センターを中心に保健・医療・福祉の連携を推進しています。	完了	健康政策課
A	妊娠・出産・育児に関する相談のほか、生活習慣病予防の重要性を促すための健康教育・健康相談に取り組んだ。	A	妊娠・出産・育児に関する相談のほか、生活習慣病予防の重要性を促すための健康教育・健康相談に取り組んだ。	継続	地域保健課
A	平成28年度においては、協議会を2回開催しました。地域リハビリテーションを推進するための市内における活動状況を共有するとともに、今後、取り組むべき事項について議論を深めました。また、市内におけるリハビリテーションを提供する機関を地図上に示した「船橋市リハビリテーション提供機関マップ」を3,000部作製し、医療機関・介護事業所をはじめとした医療・介護関係者へ配付しました。「市民の生活を多職種で支えるために活用している」等の好評価を得ました。	A	平成29年度においては、協議会を2回開催しました。地域リハビリテーションを推進するための市内における活動状況を共有するとともに、今後、取り組むべき事項について議論を深めました。	継続	健康政策課
A	平成28年度においても、指定管理者により、平成27年度と同様に、リハビリセンターにおいて、診療所、訪問看護ステーション、リハビリ事業の運営を実施し、また、地域リハビリテーション拠点事業として、以下の講演会等を開催しました。リハビリ関係者向け講演会：2回・リハビリ関係者向け研修会：15回・市民向け講演会：2回・市民向け研修会：2回（開催回数合計：21回 参加者総数：1,764名）	A	指定管理者により、平成28年度と同様に、リハビリセンターにおいて、診療所、訪問看護ステーション、リハビリ事業の運営を実施し、また、地域リハビリテーション拠点事業として、以下の講演会等を開催しました。リハビリ関係者向け講演会：2回・リハビリ関係者向け研修会：15回・市民向け講演会：2回・市民向け研修会：2回（開催回数合計：21回 参加者総数：1,439名）	継続	健康政策課
A	身体障害者福祉センター、身体障害者福祉作業所太陽、健康政策課の専門職との会議を年4回開催した。専門職同士で意見・情報交換を行い、連携を図ることができた。	A	身体障害者福祉センター、身体障害者福祉作業所太陽、健康づくり課、包括支援課、東西簡易マザーズホーム、こども発達相談センターの専門職との会議を年4回開催した。専門職同士で意見・情報交換を行い、連携を図ることができた。	継続	療育支援課
A	小児救急ガイドブック等で、かかりつけ医の必要性について、市民への啓発を行いました。	A	小児救急ガイドブックに記事を掲載するほか、イベント等でチラシを配布するなど、かかりつけ医の必要性について、市民への啓発を行いました。	継続	健康政策課
A	船橋市立リハビリテーション病院において、回復期リハビリテーションを提供し、患者から高い満足度を得ました。	A	船橋市立リハビリテーション病院において、回復期リハビリテーションを提供し、患者から高い満足度を得ました。	継続	健康政策課
A	相談体制の強化を図るため、第1号被保険者が1万人を超えている習志野台地区に、平成28年4月1日付で地域包括支援センター（三職種6名）を開所し、同じく1万人を超えた新高根・芝山、高根台地域包括支援センターの職員を1名増員し6名体制とした。さらに、直営の地域包括支援センターに配置する職員を3名増員（西部1名、南部1名、北部1名）した。総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者を判定するための基本チェックリストを在宅介護支援センターで実施できるよう、各センター1名配置している専従・常勤職員とは別に、兼務による職員を新たに配置し、より一層の相談体制の強化を図った。各地区地域ケア会議の充実を図るため、医療関係者の参加の促進を図った結果、24地区コミュニティ全てに医療関係者が構成員として参加することとなった。地域づくりの一環として、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催した。（8地区において9回開催）	A	相談体制の強化を図るため、第1号被保険者が1万人を超えた「三山・田喜野井地域包括支援センター」及び6千人を超えた「豊富・坪井地域包括支援センター」の職員を各1人ずつ増員するとともに、直営の地域包括支援センターに配置する職員を3人増員（中部1人、南部1人、北部1人）した。各地区地域ケア会議の充実を図るため、船橋市自治会連合協議会の協力を得て、全ての地区の地域ケア会議に町会・自治会代表者の方が就任していただくこととなった。地域づくりの一環として、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催した。（10地区において11回開催）	拡大	包括支援課
A	＜在宅医療支援拠点事業＞ ・在宅療養を希望する患者さんやそのご家族からの相談に応じるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行った。 ・「在宅医紹介制度」等を活用し、市民や在宅医療関係者等に対し、必要な情報提供を行い、適切な資源やサービスへ繋がるようコーディネートを行った。 ・在宅医療の普及・啓発を目的として、まちづくり出前講座等の講話のほか、市民公開講座を開催した。 ＜在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム＞ ・在宅医療・介護連携支援のための情報共有システムを運用した（ID発行数：57事業所 206名）。 ＜在宅医療・介護の講演会・相談会事業＞ ・在宅医療・介護に関する様々なテーマの講演会を開催するとともに、講演会終了後、患者及びその家族、医療・介護関係者等から、医師等の専門職が相談を受ける相談会を開催した（年11回）。 ＜ひまわりネットワーク交付金事業＞ ・専門職向けの研修会、市民公開講座を主催事業として実施するとともに、2回の役員会を開催した。 ・5つの委員会を合計24回開催し、委員会ごとに具体的な活動を行った。①顔の見える連携づくり委員会 ②人材育成委員会 ③安心の確保委員会 ④資源情報管理委員会 ⑤地域リハ推進委員会 ・「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」、「ひまわりシート」、「船橋市在宅医療・緩和ケア提供機関マップ（平成29年版）」などを発行し、活用した。	A	＜在宅医療支援拠点事業＞ ・在宅療養を希望する患者さんやそのご家族からの相談に応じるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行った。（相談者数279名、相談件数492件） ・「在宅医紹介制度」等を活用し、市民や在宅医療関係者等に対し、必要な情報提供を行い、適切な資源やサービスへ繋がるようコーディネートを行った。 ・在宅医療の普及・啓発を目的として、まちづくり出前講座等の講話のほか、市民公開講座を開催した。 ＜在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム＞ ・在宅医療・介護連携支援のための情報共有システムを運用した。（ID発行数：67事業所 249名） ＜在宅医療・介護の講演会・相談会事業＞ ・在宅医療・介護に関する様々なテーマの講演会を開催するとともに、講演会終了後、患者及びその家族、医療・介護関係者等から、医師等の専門職が相談を受ける相談会を開催した（年10回）。 ＜ひまわりネットワーク交付金事業＞ ・専門職向けの研修会、市民公開講座を主催事業として実施するとともに、2回の役員会を開催した。 ・5つの委員会を合計19回開催し、委員会ごとに具体的な活動を行った。①顔の見える連携づくり委員会 ②人材育成委員会 ③安心の確保委員会 ④資源情報管理委員会 ⑤地域リハ推進委員会 ・「船橋市における在宅医療・介護連携の心得」、「ひまわりシート」、「船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ（平成30年版）」などを発行し、活用した。	継続	地域包括ケア推進課
A	障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーで配布し、市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行った。	A	障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーで配布し、市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行った。	継続	障害福祉課
A	平成28年度においても、「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）や要介護高齢者に対し特殊歯科診療を行いました。また、「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」においては、祝休日の急な歯の痛み等に対し応急処置を行う急患歯科診療を行いました。	A	平成29年度においても、「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害児（者）や要介護高齢者に対し特殊歯科診療を行いました。また、「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」においては、祝休日の急な歯の痛み等に対し応急処置を行う急患歯科診療を行いました。さらに、平成29年4月より、歯科診療所におけるサービスの充実を図るため、特殊歯科診療の診療日について月曜日と火曜日を追加し、障害児（者）の診療日を週6日、要介護高齢者の診療日を週5日に拡大しました。  （実患者数） かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所：1,697人 さざんか特殊歯科診療所：1,094人	継続	健康政策課
A	療育支援課施設歯科指導：実施人数214人	A	療育支援課施設歯科指導：176人	継続	地域保健課
A	自立支援医療（更生医療）の給付を行い、障害のある人の医療費の軽減を行った。重度心身障害者医療費の助成については、平成27年8月1日に現物給付が開始され、利用者の利便性が向上した。	A	自立支援医療（更生医療）の給付を行い、障害のある人の医療費の軽減を行った。重度心身障害者医療費の助成については、平成27年8月1日に現物給付が開始され、利用者の利便性が向上した。	継続	障害福祉課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
74	2	1	1.0. 医療費負担の軽減 自立支援医療(更生医療)の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療	障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行っています。・自立支援医療(更生医療)の給付・重度心身障害者医療費の助成・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び75歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用	医療の給付及び医療費の助成を行います。なお重度心身障害者医療費については現物給付化に向けて、千葉県の見ながら、必要な措置を行います。
75	2	1	1.1. 医療費負担の軽減 自立支援医療(育成医療)、養育医療、療育医療の給付	①身体に障害がある児童(18歳未満)に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことが出来るよう、手術を前提とした入院及び手術後に機能回復が見込まれる場合の医療の給付を行っています。	①自立支援医療(育成医療)の給付を行います。
76	2	1	1.1. 医療費負担の軽減 自立支援医療(育成医療)、養育医療、療育医療の給付	②身体発育が未熟なまま出生した未熟児は出生後速やかに適切な処置が必要なため、医師が入院を認めた児に対し、養育に必要な医療の給付を行っています。	②未熟児養育医療の給付を行います。
77	2	1	1.1. 医療費負担の軽減 自立支援医療(育成医療)、養育医療、療育医療の給付	③骨関節結核及びそのほかの結核にかかっている児童に対して、医師が必要と認めた場合の医療の給付等を行っています。	③結核児童療育医療の給付を行います。
78	2	2	1. 精神疾患等の正しい知識の普及	精神障害者に対する偏見、差別解消、正しい知識の普及啓発のため「普及啓発講演会」や「家族教室」を開催しています。なお家族支援でもある「家族教室」についてはそれまでは年1回開催だったものを平成25年度からは年2回と開催回数を増やし開催しています。	普及啓発講演会については内容を充実させるとともに、継続して開催します。家族教室については家族への情報提供や交流促進の支援という点から実施します。
79	2	2	2. 精神障害者及び家族に対する相談事業の推進	保健所において、精神保健福祉士、保健師等による電話・来所相談や訪問支援を随時行っているほか、精神科医師による相談を定期的に行っています。また、船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施しています。	保健所における相談事業については、医療機関や地域の福祉関係機関との連携を強化しつつ、訪問支援を充実させます。また、船橋市地域活動支援センターの活動について、地域に根ざした施設となるよう広報活動を促進します。
80	2	2	3. 精神障害者の家族による交流事業の推進	精神障害者の家族が孤立しないよう家族会の活性化とともに、当事者の家族に対する一層の支援を推進していく必要があります。	当事者と同居する家族を対象に、家族会のメンバーが担当者となって、同じ悩みをもつ家族同士での話し合い、共に学習する場を設けます。
81	2	2	4. 医療費の負担軽減 自立支援医療(精神通院医療)の給付、精神障害者入院医療費の助成	精神障害者の治療で通院や入院した場合の医療費負担軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行っています。	精神障害者の増加する状況を踏まえ、精神障害に対する適切な医療を確保できるよう精神障害により、通院や入院した場合の医療費の負担軽減を図ります。
82	2	3	1. 専門職員の資質の向上	専門的知識の習得のため各種研修に参加しています。	各種研修により知識の習得及び資質の向上を目指します。
83	2	3	1. 専門職員の資質の向上	専門的知識の習得のため各種研修に参加しています。	各種研修により知識の習得及び資質の向上を目指します。
84	2	3	2. 専門職員の確保	地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員など、専門職員を配置しています。	保健指導や療育支援の推進確保に必要な専門職員の確保に努めます。
85	2	3	2. 専門職員の確保	地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員など、専門職員を配置しています。	保健指導や療育支援の推進確保に必要な専門職員の確保に努めます。
86	2	4	1. 難病患者援助金の支給	難病患者の費用負担の軽減を図るため難病患者援助金を支給しています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、難病患者援助金の支給による支援を行います。
87	2	4	2. 小児慢性特定疾病医療費の給付	長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し医療費を支給しています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、小児慢性特定疾病医療費の給付による支援を行います。
88	2	4	3. 難病相談事業の推進	難病患者が自宅で安心して療養できるよう、患者・家族から相談を受け、関係機関と連携を取り、療養者の状況やニーズに応じた支援を行っています。	関係機関との連携を深め、難病患者が安心して療養できる体制づくりを行います。
89	2	4	4. 難病患者に対する医療費の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない難病患者の医療費自己負担額を軽減し、治療の促進を図っています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、難病の患者に対する医療費の支給により負担を軽減し、治療の促進を図ります。
90	2	5	1. 「ふなばし健やかプラン21」の推進	「声かけて 支えあって まちづくり」をキャッチフレーズに、行政及び「ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議」の協働で計画の推進を図っています。	平成27年度から「ふなばし健やかプラン21(第2次)」のもと健康の増進のための施策を推進します。
91	2	5	2. 健康づくり啓発事業の推進	ふなばし健康まつり・ヘルシー船橋フェア等の開催や、パンフレットの配布など啓発事業を推進しています。	内容や参加団体の充実を図りながら啓発事業を推進します。
92	2	5	2. 健康づくり啓発事業の推進	ふなばし健康まつり・ヘルシー船橋フェア等の開催や、パンフレットの配布など啓発事業を推進しています。	内容や参加団体の充実を図りながら啓発事業を推進します。

進捗状況(平成28年度)		進捗状況(平成29年度)		今後の方向性	担当課
評価	実績(平成28年度)	評価	実績(平成29年度)		
A	障害加入による後期高齢者医療制度への加入者は、平成27年度末288人から同28年度末には342人と増加している。	A	障害加入による後期高齢者医療制度への加入者は、平成28年度末342人から同29年度末には393人と増加している。	継続	国民健康保険課
A	自立支援医療(育成医療)：新規申請者数51人	A	自立支援医療(育成医療)：新規申請者数59人	継続	地域保健課
A	未熟児養育医療：新規申請者数95人	A	未熟児養育医療：新規申請者数106人	継続	地域保健課
A	結核児童療育医療：申請件数0件	A	結核児童療育医療：申請者数0件	継続	地域保健課
A	精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るため、普及啓発講演会を実施。その他家族会と協同し、家族支援事業を実施し、知識の普及だけでなく、家族同士の悩みの共有や情報交換の場を設ける。普及啓発講演会実績：1回 42名 家族教室実績：1回(全3回)延100人 家族学習会実績：1回(全5回)延27名 家族交流会実績：2回 延31名	A	精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るため、普及啓発講演会を実施。その他家族会と協同し、家族支援事業を実施し、知識の普及だけでなく、家族同士の悩みの共有や情報交換の場を設ける。普及啓発講演会実績：1回 86名 家族教室実績：1回(全3回)延20人 家族学習会実績：1回(全5回)延108名 家族のための交流会実績：2回 延32名	継続	保健総務課
A	精神保健福祉士、保健師等による電話・来所相談や訪問支援を随時行っているほか、精神科医師による相談を定期的に行っている。また、船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施。平成28年度実績 電話相談：3,300件 面接相談：368件 訪問相談803件 精神科医師による相談：46件	A	精神保健福祉士、保健師等による電話・来所相談や訪問支援を随時行っているほか、精神科医師による相談を定期的に行っている。また、船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施。平成29年度実績 電話相談：2,773件 面接相談：346件 訪問相談668件 精神科医師による相談：25件	継続	保健総務課
A	当事者の家族を対象に、「家族学習会」、「家族茶話会」を家族支援事業として実施。家族会のメンバーが担当者となって、同じ悩みをもつ家族同士での交流を推進し、話し合い、共に学習する場となった。平成28年度家族教室実績：1回(全3回)延100人 家族学習会実績：1回(全5回)延27名 家族交流会実績：2回 延31名	A	当事者の家族を対象に、「家族教室」、「家族学習会」、「家族のための交流会」を家族支援事業として実施。家族会のメンバーが担当者となって、同じ悩みをもつ家族同士での交流を推進し、話し合い、共に学習する場となった。平成29年度家族教室実績：1回(全3回)延20人 家族学習会実績：1回(全5回)延108名 家族のための交流会実績：2回 延32名	継続	保健総務課
A	自立支援医療(精神通院)受給者数 H26 6,906人 H27 7,398人 H28 7,754人 精神障害者入院医療費補助 H26 3,831件 H27 3,911件 H28 3,969件	A	自立支援医療(精神通院)受給者数 H27 7,398人 H28 7,754人 H29 8,098人 精神障害者入院医療費補助 H27 3,911件 H28 3,969件 H29 4,057件	継続	障害福祉課
A	職種に合った各種研修に参加することで、専門的知識の習得、及び資質の向上を図った。	A	職種に合った各種研修に参加することにより、専門的知識の習得、及び資質の向上を図った。	継続	障害福祉課
A	それぞれの職種に合った各種研修に参加することで、専門的知識の習得、及び資質の向上を図った。	A	それぞれの職種に合った各種研修に参加することで、専門的知識の習得、及び資質の向上を図った。	継続	療育支援課
A	専門的な相談等に対応するため、精神保健福祉士を配置した。	A	専門的な相談等に対応するため、精神保健福祉士を配置した。	継続	障害福祉課
A	こども発達相談センターでは、未就学のお子さんの発達に関する様々な相談に対応するため、心理発達相談員・保育士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士を配置した。また、簡易マザーズホームにおいては、肢体不自由のお子さんに対応するため、保育士のほか理学療法士・看護師・作業療法士・物理療法士を配置した。	A	こども発達相談センターでは、未就学のお子さんの発達に関する様々な相談に対応するため、心理発達相談員・保育士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士を配置した。また、簡易マザーズホームにおいては、肢体不自由のお子さんに対応するため、保育士のほか理学療法士・看護師・作業療法士・物理療法士を配置した。	継続	療育支援課
A	支給月数 通院34,496月 入院1,384月 支給額 計189,893,000円	A	支給月数 通院 35,179月 入院 1,388月 支給額 189,879,000円	継続	保健総務課
A	小児慢性特定疾病医療受給者証等の所持者は638人。	A	小児慢性特定疾病医療受給者証等の所持者は639人。	継続	保健総務課
A	378件訪問相談実施。難病患者と家族のつどい3回実施。	A	447件訪問相談実施。難病患者と家族のつどい3回実施。	継続	保健総務課
A	特定医療費(指定難病)受給者証の所持者数は4,372人。 特定疾患医療受給者証の所持者数は5人。	A	特定医療費(指定難病)受給者証の所持者数は4,104人。 特定疾患医療受給者証の所持者数は4人。	継続	保健総務課
A	引き続き、「運動・身体活動」及び「食生活」を重点分野とし、リーフレット等を活用して啓発を行った。また、「食生活」分野の推進として、新たに食育情報交換会や食育イベントを実施し、関係団体・機関との連携を図りながら食生活分野の推進を行うことができた。	A	平成29年度は「歯・口腔」を重点分野とし、「歯・口腔」をテーマにした健康フォーラムの開催や、リーフレットの作成を行った。また、これまでの重点分野「運動・身体活動」及び「食生活」においては、作成したリーフレットを配布するなどとして、取組みを継続できた。	拡大	健康政策課
A	ふなばし健康まつりは「ふれあい」をテーマに11月6日に開催。体力測定や各団体によるブース出展等の従来の企画のほか、起震車・煙中ハウス体験を新規企画として実施した。(来場者7,000人) また、各関係団体等の協力を得て、リーフレットによる啓発を行った。	A	ふなばし健康まつりは「げんき」をテーマに11月4日に開催。体力測定や各団体によるブース出展等の従来の企画のほか、競技場側屋外ステージにて市立船橋高等学校と船橋市出身オパ歌手による演奏会、テニス体験教室を新規企画として実施した。(来場者7,000人) また、各関係団体等の協力を得て、リーフレットによる啓発を行った。	継続	健康政策課
A	第30回ヘルシー船橋フェアをH29.1.12~1.17の間開催し、広く市民の健康に関する啓発事業を推進した。入場者数：8,431人	A	第31回ヘルシー船橋フェアを平成30年1月25日から30日の6日間、「こども おとなも みんな元気」~来て、見て、知って、健康家族~をテーマに広く市民の健康に関する啓発事業を推進した。過去最高の9,651名の来場者があった。	継続	健康づくり課



整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
93	2	5	3. 新生児の障害予防の推進	①保健師による母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する相談を行っているほか、妊娠届やそれらの相談をもとに、必要に応じて妊婦訪問を行うなど出産・育児に関する継続的な支援を行っています。	①母子健康手帳交付時における保健師による相談を行うほか妊婦訪問など出産・育児に関する継続的な支援を行います。
94	2	5	3. 新生児の障害予防の推進	②「はじめてママになるための教室」「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促しています。	②「はじめてママになるための教室」「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促します。
95	2	5	3. 新生児の障害予防の推進	③安全な妊娠・出産を迎えるため毎年1校、中学生を対象にした健康教育を行っています。	③中学生を対象にした健康教育を行っていきます。
96	2	5	4. 乳幼児からの正しい食生活の推進	第1子を対象にした食育講座や、1歳6か月児健康診査時に行う食育ミニ講座などによる食育推進事業を行っています。	食育講座や食育ミニ講座を実施することにより乳幼児からの食育を実施します。
97	2	5	5. 成人・高齢者における健康の保持・増進と自己管理の促進	保健センターや各地域での健康教育や家庭訪問等により、自らが「自分の健康は自分で守る。」という認識と自覚を高め、疾病の自己管理を促し、健康の保持・増進を図っています。	地区健康教育や健康相談、家庭訪問などを通して自己健康管理の促進を図ります。
98	2	5	6. 生活習慣病などによる障害の予防の推進	①特定健康診査や特定保健指導において、生活習慣病などの予防を図っています。さらに健診結果で腎機能低下のリスクの高い方について、人工透析導入の増加抑制を図るため、保健指導を行っています。また在宅療養者及びそれに準ずる方については訪問診査を実施しています。	①特定健康診査や特定保健指導、慢性腎臓病対策保健事業などの実施により、生活習慣病などの予防の推進、人工透析導入者の増加抑制を図ります。
99	2	5	6. 生活習慣病などによる障害の予防の推進	②生活習慣病予防や健康全般について、各公民館や自治会館、集会所等で定期的に個別相談を行う「成人健康相談」を実施するほか「糖尿病教室」を開催するなど生活習慣病予防、疾病予防を推進しています。	②各公民館や自治会館において定期的に個別相談を行うなど生活習慣予防、疾病予防を推進します。
100	2	5	7. 介護予防事業の充実	①要介護認定率の減少だけでなく、健康寿命が長い高齢者を目指すため、介護予防事業の充実を図っています。	①介護保険事業で実施している「はつらつ高齢者介護予防事業」(二次予防事業)や一次予防事業については、健康づくり事業に融合し、一元的な運営体制を構築して介護予防事業を推進します。
101	2	5	7. 介護予防事業の充実	②船橋市リハビリセンターにおいて「プールリハビリ」や「パワーリハビリテーション教室(筋力マシンを利用したリハビリ)」など介護予防事業を実施しています。	②維持期のリハビリテーションを提供するとともに介護予防事業を行います。
102	2	5	7. 介護予防事業の充実	③リハビリ的要素を含んだ体操事業による介護予防の推進を図るため、(仮称)ふなばし健やか体操21推進協議会を設置し、必要な事項の検討を行います。	③リハビリ的要素を含んだ体操事業として、体操指導士の育成と体操の普及活動を行います。
103	2	5	8. 乳幼児・高齢者の事故防止の啓発	赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育にて事故予防のチラシ配布や講話を行うなど、市民に対して、乳幼児の交通事故・誤飲・転落、高齢者の転倒など、事故防止に関する啓発の推進を図っています。	赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育でのチラシ配布を行うなど事故防止の啓発を行います。
104	2	5	9. 障害の早期発見の推進	①「こんにちは赤ちゃん事業」として生後60日まで及び「乳児全戸訪問事業」として生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭に訪問し、母子の心身状況や育児環境の把握を行っています。	①新生児訪問、未熟児・低体重児訪問、赤ちゃん訪問を行います。
105	2	5	9. 障害の早期発見の推進	②幼児健診の受診率の向上を図るため、母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問時、4か月児健康相談等機会をとらえて1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査など幼児健診を啓発しています。また、平日に来所できない方に対しては日曜健診を行うなど、健康診査の受診率の向上を図っています。	②1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の啓発、日曜健診の実施により、受診率の向上に努めます。
106	2	5	9. 障害の早期発見の推進	③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図っています。	③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図ります。
107	2	5	9. 障害の早期発見の推進	④4か月児健康相談での全数把握に努めているほか、各保健センター・船橋市駅前総合窓口センター・市役所にて、随時育児についての相談を受け付けています。また、精神科医師、臨床心理士などによる育児ストレス相談についても実施しています。乳児の全数把握により、疾病や障害の早期発見・治療や療育機関との連携を図っています。	④4か月児健康相談、育児ストレス相談を行います。
108	2	5	9. 障害の早期発見の推進	⑤健康診査及び健康相談により障害及びその疑いがある場合には、家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた支援を関係機関と連携しながら行っています。	⑤家庭訪問事業を実施します。
109	2	5	9. 障害の早期発見の推進	⑥1歳6か月児健診事後指導教室である「ひよこ教室」において親子で一緒に遊ぶ体験を通して、子どもとの接し方や親子関係の改善を図り、子どもの発達を促しています。	⑥ひよこ教室の実施を通じて子どもの発達を促しながら、関係機関との連携を深め、より高い支援を実施します。
110	2	5	10. 早期療育の推進	早期発見された障害及びその疑いのある子どもの早期療育促進を図っています。	早期療育を行う体制の整備を図ります。
111	2	5	11. 長期療養児育成指導の推進	小児喘息等、長期療養を必要とする子どもとその家族に対する講座を開催することにより、治療方法のみでなく、養育に必要な情報提供・精神的支援を行い、また家族相互の交流を図っています。	長期療養児のための健康講座を行います。
112	2	5	12. 乳幼児発達相談指導の充実	低体重児で出生したことによる将来的な発育・発達のリスクを早期に発見又は治療に繋げるため、出生時に低体重や成長発達期に身体機能面に不安のある子どもに対し、小児科医・整形外科医による療育相談を行っています。	乳児発達相談指導の充実を図ります。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	母子健康手帳の交付：5,529件 妊婦健康相談：4,176人	A	母子健康手帳の交付：5,422件 妊婦健康相談：5,239人	継続	地域保健課
A	はじめてママになるための教室：延受講者数1,507人 パパ・ママ教室：延受講者数2,408人	A	はじめてママになるための教室：延受講者数1,309人 パパ・ママ教室：延受講者数2,498人	継続	地域保健課
A	母子健康教育（中学校）：受講者数543人	A	母子健康教育（中学校）：受講者数802人	継続	地域保健課
A	食育講座：参加者数850人 食育ミニ講座：参加者数4,580人	A	食育講座 849人 食育ミニ講座 4,765人	継続	地域保健課
A	地区健康教育：受講者数14,079人 健康相談：受講者数8,584人 家庭訪問：延訪問指導者数689件	A	地区健康教育：受講者数15,550人 健康相談：受講者数7,946人 家庭訪問：延訪問指導者数769件	継続	地域保健課
A	特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上に向け受診勧奨はがき発送や特定保健指導の利用勧奨等を行った。健診結果やレセプトデータより血糖のコントロール不良や腎機能低下のリスクの高い対象者等へ電話や訪問等で保健指導を行った。	A	特定健康診査受診率：平成30年10月末確定予定 特定保健指導実施率：平成30年10月末確定予定 慢性腎臓病対策事業保健指導実施者率：88.3%	継続	健康づくり課
A	健康相談：受講者数8,584人	A	健康相談：受講者数7,946人	継続	地域保健課
A	短期集中予防サービス通所型サービス事業 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防向上のために運動機能・口腔機能の向上及び食生活の改善をめざして講座を実施した。 コース数26コース 参加人数58人  介護予防普及啓発事業費 介護保険第1号被保険者を対象に、介護予防教室、認知症予防教室を開催した。 総合型介護予防教室（5回コース）実施数45コース 参加人数482人 総合型介護予防教室（8回コース）実施数44コース 参加人数446人 認知症予防教室実施数28コース 参加人数431人	A	短期集中予防サービス通所型サービス事業 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防向上のために運動機能・口腔機能の向上及び食生活の改善をめざして講座を実施した。 コース数18コース 参加人数40人  介護予防普及啓発事業費 65歳以上高齢者を対象に、介護予防教室、認知症予防教室を開催した。 総合型介護予防教室（5回コース）実施数51コース 参加人数563人 総合型介護予防教室（8回コース）実施数84コース 参加人数660人 認知症予防教室実施数39コース 参加人数483人	継続	健康づくり課
A	リハビリ事業として、「フルリハビリ」「パワーリハビリ教室」「パワーリハビリフォローアップ」を実施しました。	A	リハビリ事業として、「フルリハビリ」「パワーリハビリ教室」「パワーリハビリフォローアップ」を実施しました。	継続	健康政策課
A	平成28年度は、初級指導士養成講習会（6日間コース、各30名定員）の平日コースを5回、土曜日コースを1回、計6コースを実施し、181名の指導士を認定した。体操体験教室は、保健福祉センター、公民館、出前講座等で85か所、参加者3,941名であった。体操指導士による体操教室は、49ヶ所で延参加人数は10,630名の参加があった。	A	平成29年度は、初級指導士養成講習会（6日間コース、各30名定員）の平日コースを5回、土曜日コースを1回、計6コースを実施し、169名の指導士を認定した。体操体験教室は、保健福祉センター、公民館、出前講座等で74か所、参加者2,982名であった。体操指導士による体操教室は、77ヶ所で延参加人数は21,095名の参加があった。	継続	健康づくり課
A	機会を捉えて、事故防止の啓発を行った。	A	機会を捉えて、事故防止の啓発を行った。	継続	地域保健課
A	妊産婦訪問：1,798件 新生児・低体重児訪問：3,615件 赤ちゃん訪問：1,398件	A	妊産婦訪問：1,796件 新生児・低体重児訪問：3,552件 赤ちゃん訪問：1,120件	継続	地域保健課
A	1歳6か月児健康診査：総受診者数5,402人、健診率95.8% 3歳児健康診査：総受診者数5,309人、健診率93.4%	A	1歳6か月児健康診査：総受診者数5,149人、健診率95.5% 3歳児健康診査：総受診者数5,150人、健診率93.2%	継続	地域保健課
A	母子健康相談（地区）：延参加者数2,749人 母子健康相談（窓口）：面接延数4,807人、電話延数1,269人	A	母子健康相談（地区）：延参加者数2,295人 母子健康相談（窓口）：面接延数4,646人、電話延数1,047人	継続	地域保健課
A	4か月児健康相談：延受講者数4,565人 育児ストレス相談：精神科医8人、心理相談員20人	A	4か月児健康相談：延受講者数4,353人 育児ストレス相談：精神科医7人、心理相談員20人	継続	地域保健課
A	母子家庭訪問：延訪問指導者数5,116人	A	母子家庭訪問：延訪問指導者数5,171人	継続	地域保健課
A	親子教室：延参加者数1,661人	A	親子教室：延参加者数1,705人	継続	地域保健課
A	外来グループ療育全体を、発達障害のある子どもやその保護者のニーズに柔軟に対応できるよう調整・構築することを目的とし、外来グループ療育連絡会を平成27年度から発足させた。	A	外来グループ療育全体を、発達障害のある子どもやその保護者のニーズに柔軟に対応できるよう調整・構築することを目的とし、外来グループ療育連絡会を平成27年度から発足させた。	継続	療育支援課
B	長期療養児健康講座：参加者数11人（親子）	A	慢性疾病を持つ子の保護者の講演と交流会：参加者数13人	継続	保健総務課
A	乳幼児発達相談：相談者数131人	A	乳幼児発達相談：相談者数109人	廃止	地域保健課





## 第3章

教育、文化芸術活動・  
スポーツ、国際交流等

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
113	3	1	1. 就学相談の充実	特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。	幼稚園・保育園等に就学相談会、就学指導委員会を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。
114	3	1	2. 教育相談の充実	市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーターを指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。	学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。
115	3	1	3. 進路に関する相談支援の充実	公共職業安定所との連携のもと進路対策委員会を通して進路の取り組みを支援しています。	産業現場等における実習についての情報共有などを図り進路指導の充実などを図ります。
116	3	1	4. 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実	①在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別的教育支援計画や個別の指導計画・個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。	①個別的教育支援計画や個別の指導計画・個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。
117	3	1	4. 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実	②特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。	②障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をします。
118	3	1	5. 通級指導教室における指導の充実	①通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小・中学校における通級による指導を推進しています。発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。	①通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行います。
119	3	1	5. 通級指導教室における指導の充実	②障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。	②障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子どもない子どもともに学べるよう通級指導教室を設置します。
120	3	1	6. 通常の学級における指導の充実	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。	専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。
121	3	1	7. 訪問指導の充実	けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。	訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じます。
122	3	1	8. 学生ボランティアの活用	学生支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行っています。	学生ボランティアによる支援の状況を把握し、近隣大学へのボランティア依頼等により、更なる支援の充実を図ります。
123	3	1	9. 校外活動の充実	学校での校外活動を通して、さまざまな体験を学べることから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。	障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。
124	3	1	10. 産業現場等での実習の充実	主体的に進路を選択できる力を身につけるために、特別支援学級の中学3年生及び特別支援学校の中学3年生・高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。	校内での作業学習の充実、産業現場等における実習を充実させます。
125	3	2	1. 特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。	特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化します。
126	3	2	2. 発達障害理解のための職員の研修の充実	発達障害の理解促進のため、保育園、幼稚園、関係機関職員を対象とした「発達支援のための講演会」などを行っています。	幼稚園・保育園等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や講演会などを行います。
127	3	2	3. 巡回相談の充実	こども発達相談センターの専門職職員等が幼稚園や保育園等にて巡回相談を行うことにより地域での子どもの発達に対する指導力向上を図っています。	専門職職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育園等での生活がよりスムーズにいくよう、更なる指導力の向上を図ります。
128	3	2	3. 巡回相談の充実	こども発達相談センターの専門職職員等が幼稚園や保育園等にて巡回相談を行うことにより地域での子どもの発達に対する指導力向上を図っています。	専門職職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育園等での生活がよりスムーズにいくよう、更なる指導力の向上を図ります。
129	3	2	4. 教職員への研修の充実	特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等を通じ、教職員の研修を行っています。	在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、更なる教職員の研修を行います。
130	3	2	5. 特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実	就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。	年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行います。
131	3	2	6. 学校施設・設備の充実	①教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。	①特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討します。
132	3	2	6. 学校施設・設備の充実	②通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。	②就学1年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っているが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討します。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	児童発達支援事業所や保健福祉センターで就学に関する説明会を実施し、就学までの流れ等を説明した。その後、相談希望のあった方を対象に通園施設での様子を参観等、関係機関との連携を図るためのガイドブックを作成し、コーディネーター研修を通じて配布し、紹介した。必要に応じて、保護者との個別の相談を行った。また、就学相談会や就学指導委員会を行い、就学先に関する答申を基に就学先の決定をした。	A	児童発達支援事業所や保健福祉センターで就学に関する説明会を実施し、就学先が決定するまでの流れを説明した。その後相談の希望のあった方を対象に、通園施設の参観を行ったり、関係機関と連携したりして保護者と就学に向けての相談を行った。就学相談会や就学指導委員会を行い、就学指導委員会の答申を基に就学先の決定をした。	継続	総合教育センター
A	学校訪問を通じ、校内の配慮が必要な児童生徒の把握し、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等へ支援の方法や校内支援体制について助言をした。関係機関との連携を図るためのガイドブックを作成し、コーディネーター研修を通じて配布し、紹介した。必要に応じて、保護者との個別の相談を行った。	A	学校訪問を通じ、校内の配慮が必要な児童生徒の把握し、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等へ支援の方法や校内支援体制について助言をした。支援事例集を作成し、市内の小・中・特別支援学校に配布し紹介した。必要に応じて、保護者との個別の相談を行った。	継続	総合教育センター
A	特別支援学級の進路関係は、年3回の進路指導対策委員会を開催し、進路関係の研修や情報交換、現場実習の報告等を行った。通常の学級に在籍する配慮が必要な生徒に関しては、学校訪問等で状況を把握し、必要に応じて、保護者との進路に関する教育相談を行った。	A	特別支援学級の進路関係は、特担任にて進路関係の研修や情報交換、現場実習の報告等を行った。通常の学級に在籍する配慮が必要な生徒に関しては、学校訪問等で状況を把握し、必要に応じて、保護者との進路に関する教育相談を行った。	継続	総合教育センター
B	特担任や学校訪問等で個別の指導計画等、個別の教育支援計画、個別の移行支援計画に関する研修を行い、活用の推進を図り、各学校における配慮を要する児童・生徒の支援の充実を図った。また、授業研究会で教師の指導力向上を図った。	B	コーディネーター研修、特別支援学級担任研修、学校訪問等で個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別の移行支援計画に関する研修を行い、活用の推進を図り、各学校における配慮を要する児童・生徒の支援の充実を図った。また、授業研究会で教師の指導力向上を図った。	継続	総合教育センター
A	小学校33校に53人、中学校13校に18人の支援員を配置し、障害のある児童生徒の充実した学習と安全な学習環境の保障に努めた。（支援員数）71名	A	小学校38校に66人、中学校14校に18人の支援員を配置し、障害のある児童生徒の充実した学習と安全な学習環境の補償に努めた。（支援員数：84名）	拡大	総合教育センター
A	児童生徒の実態に即した教室環境を整備し、微意品などの充実を図り、教育効果を高められるよう、消耗品及び備品の執行を効率的に行えるよう努めた。	A	児童生徒の実態に即した教室環境を整備し、備品などの充実を図り、教育効果を高められるよう、消耗品および備品の執行を効率的に行えるように努めた。	継続	総合教育センター
A	H28年度、習志野台第一小学校に言語障害通級指導教室を開設し、言語障害通級指導教室設置校5校となった。	A	中学校発達通級指導教室を新たに1校の新設を検討（H31に開設）	継続	総合教育センター
B	希望のあった学校を対象に専門家チーム会議（計3回）を開催した。巡回相談員を1校に3回～6回派遣し、前期12校後期9校年間計111回巡回相談を行った。	A	希望があった学校を対象に専門家チーム会議（年間3回）を開催した。巡回相談員を1校につき6回派遣し、前期11校、後期9校、合計120回に派遣した。	拡大	総合教育センター
A	実施件数は7件、訪問指導を実施した延べ回数は199回。市内での実施が可能な訪問指導の希望はすべて受けることができた。実際の指導に際しては、学校との連携が十分に取れるように支援した。	A	実施件数は6件、訪問指導を実施した延べ回数は70回。市内での実施が可能な訪問指導の希望はすべて受けることができた。実際の指導に際しては、学校との連携が十分に取れるように支援した。	継続	指導課
A	学校支援ボランティアを、小学校33校、中学校に3校に、785回派遣し、特別な支援を要する児童生徒への支援の充実を図った。	A	学校支援ボランティアを小学校41校、中学校4校に649回派遣し、特別な支援を要する児童生徒への支援の充実を図った。	継続	総合教育センター
A	小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行った。小学校は、7月21日～23日に千葉市少年自然の家、中学校は、6月27日～29日に一宮少年自然の家で宿泊を行った。また、地区ごとにブロック行事を行い、小・中学校の交流会を行った。	B	小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行った。小学校は、7月27日～29日に千葉市少年自然の家、中学校は、7月3日～5日に一宮少年自然の家で宿泊を行った。また、地区ごとにブロック行事を行い、小・中学校の交流会を行った。	縮小	総合教育センター
A	産業現場等における現場実習を中学生は年間1回、高等部生徒については1年生は1回、2・3年生は2回行い、卒業後の生活を実際に体験することができた。進路学習を進めていく上で重要な役割を果たしている。	A	産業現場等における現場実習を中学生は年間1回、高等部生徒については1年生は1回、2・3年生は2回行った。現場実習という働く経験を通して、職業意識の形成、将来の社会生活・職業生活に関する知識や情報を学ぶとともに、自己の特性を知る機会となった。	拡大	総合教育センター
B	特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化する。	B	臨床心理士や言語聴覚士を特別支援学校に配置し、職員の専門性の向上や市内の学校の相談に対応した。特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり状況の把握に努め連携した。	継続	総合教育センター
A	支援に実際に携わる現場職員を対象に、保育者向け研修会を開催した。公立保育園管理課主催保育士研修に講師を派遣した。	A	支援に実際に携わる現場職員を対象に、職員向け研修会を開催した。地域子育て支援課（児童ホーム・放課後ルーム）主催職員研修に講師を派遣した。	継続	療育支援課
A	心理発達相談員や理学療法士等の療育の専門職が、市内の幼稚園等の職員に対して巡回相談等を行うことにより職員の資質の向上を図った。平成28年度から認可外保育園にも巡回相談を開始した。	A	心理発達相談員や理学療法士等の療育の専門職が、市内の幼稚園等の職員に対して巡回相談等を行うことにより職員の資質の向上を図った。	継続	療育支援課
A	巡回相談員を1校に6回派遣し、前期9校、後期8校、年間計102回巡回相談を行った。具体的な支援方法を助言、指導を行い指導力の向上を図った。	A	巡回相談員を1校につき6回派遣し、前期11校、後期9校、年間合計120回に派遣した。児童生徒に対する具体的な指導方法や学校の特別支援教育体制について助言した。	拡大	総合教育センター
B	特別支援学級担任研修会の知的障害研究部会で8回、自閉症・情緒障害教育研究部会で9回、発達障害教育部会で8回、聴覚・言語障害教育研究部会で7回、特別支援学校教育研究部会で8回、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会で、年9回の研究研修を行った。	A	特別支援学級担任研修会の知的障害研究部会で8回、自閉症・情緒障害教育研究部会で9回、発達障害教育部会で9回、聴覚・言語障害教育研究部会で7回、特別支援学校教育研究部会で8回、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会で、年9回の研究研修を行った。	継続	総合教育センター
B	特別支援教育コーディネーター研修会を年5回行った。コーディネーターの役割や市内の特別支援教育の取り組み、個別の教育指導計画や教育支援計画の作成、活用、支援を要する子どもの支援の研修等を行った。コーディネーター経験が浅い先生が半数以上いるため、基本的な内容が中心となるが、一方で経験豊富な先生もいるので、研修内容をより吟味していく必要がある。	B	特別支援教育コーディネーター研修会を年5回行った。コーディネーターの役割や市内の特別支援教育の取り組み、インシデントプロセス法、見え方、聞き方による学習の支援、保護者との教育相談、支援を要する子どもの支援の研修等を行った。	継続	総合教育センター
A	小学校2校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設。小学校1校に言語障害通級指導教室を開設。	A	小学校1校に知的障害特別支援学級を開設。小学校1校と中学校2校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設。	継続	総合教育センター・施設課
A	年長の4月から就学相談を受け付け、希望のあった保護者や子どもに対し、就学相談を行った。保護者からの聞き取り、保育園、幼稚園への参観などから、障害の状態や必要な支援、設備等の把握を行った。設備面でのニーズに応じて、就学先の学校、保健体育課、施設課と連携し、学校施設・設備の充実を図った。	A	年長の4月から就学相談を受け付け、希望のあった保護者や子どもに対し、就学相談を行った。保護者からの聞き取りだけでなく、保育園、幼稚園等への参観を行い、障害の状態や必要な支援、設備等の把握を行った。その上で、設備面でのニーズに応じて、就学先の学校や施設課と連携し、学校施設・設備の充実を図った。	拡大	総合教育センター・施設課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
133	3	2	6. 学校施設・設備の充実	③大規模改造事業及び校舎改修事業にあたって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。	③増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。
134	3	2	7. 公民館などの施設の充実	老朽化等による公民館等の建替えにあたり、障害のある人に配慮した整備を行っています。	今後も公民館等の建替え時にバリアフリー化を進めていくとともに、建替え予定のない2階以上の公民館にエレベーターを設置します。
135	3	3	1. スポーツ、文化施設の整備の推進	スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。	障害のある人に配慮したスポーツ、文化施設の整備を推進します。
136	3	3	1. スポーツ、文化施設の整備の推進	スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。	障害のある人に配慮したスポーツ、文化施設の整備を推進します。
137	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
138	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
139	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
140	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
141	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
142	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
143	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
144	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。	①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大する等、障害のある人の社会との交流を更に促進します。
145	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
146	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
147	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
148	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
149	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
150	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
151	3	3	2. スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実	②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。	②参加者の状況に応じた更なる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。
152	3	3	3. 千葉県障害者スポーツ大会への参加促進	千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を広報ふなばし等を利用して行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。	より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や特別支援学校及び障害者施設に対する案内送付とともに、ホームページ等により、更なる周知を図ります。

第3次船橋市障害者施策に関する計画 【第3章教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等】 平成29年度進捗状況

進捗状況(平成28年度)		進捗状況(平成29年度)		今後の方向性	担当課
評価	実績(平成28年度)	評価	実績(平成29年度)		
A	行田中に階段、昇降口に手すりを設置した。また、七林小、習志野台第二小、習志野台中のトイレ改修を行った。エレベーター設置は、検討中である。	A	法典東小学校にエレベーターと多目的トイレを整備。小栗原小学校のトイレ改修及び小室中学校のエレベーターを設置。また、増築中である特別支援学校高根台校舎にエレベーターと多目的トイレを整備している。(平成30年度完成予定)大穴北小学校内の改修を行った。(転倒防止のため、段差を改修)	継続	総合教育センター・施設課
完了	平成27年度で、2階以上の公民館にエレベーターの設置が完了した。なお、今後も公民館等の建替え時等には、バリアフリー化に配慮した仕様を検討する。	完了	平成27年度で、2階以上の公民館にエレベーターの設置が完了した。なお、今後も公民館等の建替え時等には、バリアフリー化に配慮した仕様を検討する。	完了	社会教育課
C	既存施設の計画的な修繕等に至っていない。	C	既存施設の計画的な修繕等に至っていない。	継続	生涯スポーツ課
A	郷土資料館の耐震化工事にあわせ、エレベーター及び障害のある人に対応したトイレの設置など誰でも利用しやすい施設環境の整備を行っている。	A	郷土資料館の耐震化工事にあわせ、エレベーター及び多目的トイレを設置するなど、誰でも利用しやすい施設環境の整備を行った。	継続	文化課
A	アーチェリー・ダーツ・ポッチャ等を身体障害者福祉センターにおいて実施した。参加者数(延べ人数) アーチェリー23人、ダーツ66人、ポッチャ29人	A	アーチェリー・ダーツ・ポッチャ等を身体障害者福祉センターにおいて実施した。参加者数(延べ人数) アーチェリー12人、ダーツ70人、ポッチャ50人	継続	障害福祉課
D	障害のある人や関係団体から事業拡大に関する要望を受けておらず評価できない。	D	障害のある人や関係団体から事業拡大に関する要望を受けておらず評価できない。	継続	文化課
B	市民マラソンに特別支援学校からの参加があったが、まだ全体的に障害を持った方の参加が少ない。安全面には配慮して運営を行っている。	B	市民マラソン等への障害を持った方の参加も見られたが、まだ全体的には参加者は少ない。安全面には配慮して運営を行っている。	継続	生涯スポーツ課
A	市内小中学校の特別支援学級及び特別支援学校を卒業した青少年で構成されている団体に対し、交流と自立の場を提供をした。(青年教室若草の会) 4月から3月の間で、9回スポーツや趣味講座など様々な活動を行った。	A	市内小中学校の特別支援学級及び特別支援学校を卒業した青少年で構成されている団体に対し、交流と自立の場を提供をした。(青年教室若草の会) 4月から3月の間で、9回スポーツや趣味講座など様々な活動を行った。	継続	中央公民館
A	①2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、平成28年度は種目として「ポッチャ」とし3回実施した。ポッチャ競技を現役選手とともに体験し、その体験をもとに障がい者施設で障がい者スポーツボランティアを実施した。延べ参加人数は36名であった。	A	平成28年度に引き続き、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、千葉県開催のパラリンピック競技を周知するとともに、日本ポッチャ選手権優勝者やシッティングバレーボールチームの千葉パイレーツ選手と交流し高度な技術を体験し障がい者スポーツのボランティアを実習する場を提供することができた。参加者はポッチャ22名、シッティングバレーボールが45名であった。	継続	東部公民館
D	実施していない。	D	実施していない。	継続	西部公民館
D	実績なし。	D	実績なし。	継続	北部公民館
A	「障がいをもつ青少年自立支援事業」として船橋特別支援学校高根台校舎と連携し、音楽を通じて、心身の健康の回復、向上を図る「音楽体験研修」を実施した。	A	「障害がある青少年自立支援事業」として船橋特別支援学校高根台校舎と連携し、リトミックや音楽遊びを行うことで、音楽の楽しさを体感し、音楽を生活に取り入れられるような事業を実施した。	継続	高根台公民館
A	「千人の音楽祭」で車いす鑑賞スペースを設けるなど、必要に応じた配慮を行った。	A	「千人の音楽祭」で車いす鑑賞スペースを設けるなど、必要に応じた配慮を行った。	継続	文化課
C	障害を持った方の参加が非常に少ない。安全面には十分に配慮して運営を行っている。	C	障害を持った方の参加が非常に少ない。安全面には十分に配慮して運営を行っている。	継続	生涯スポーツ課
A	公民館でのコンサート等の文化事業において、車椅子利用者に対する会場設営などに配慮した。また、サークル活動に参加する車椅子利用者の駐車場利用について、事前予約により配慮した。その他利用者の状況に応じて配慮した。	A	公民館でのコンサート等の文化事業において、車椅子利用者に対する会場設営などに配慮した。また、サークル活動に参加する車椅子利用者の駐車場利用について、事前予約により配慮した。その他利用者の状況に応じて配慮した。	継続	中央公民館
A	音楽イベントの開催時など車イス利用者を考慮した会場設営など、参加に配慮した事業運営委を行った。	A	音楽イベントなど公民館開催事業時に車イス利用者を考慮した会場設営など、参加者に配慮し運営を行った。	継続	東部公民館
D	実施していない。	D	実施していない。	継続	西部公民館
A	主催事業「二和劇場」において、車いす利用者等障害をお持ちの方の優先入場について配慮している。(二和) ふれあいコンサートでの車椅子スペースを確保している。(小室) 市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車いす利用者の優先入場など障害のある人の参加に配慮している。(坪井)	A	・主催事業「二和劇場」において、車いす利用者等障害をお持ちの方の優先入場について配慮している(二和)。 ・ふれあいコンサートでの車椅子スペースを確保している(北部・小室)。小室は平成29年度は利用なし。 ・事前に連絡のあった場合は、会場内の場所等に配慮している(松が丘)。 ・「水と緑のコンサート」において、車いす利用者の優先入場など障害のある人の参加に配慮した(坪井)。	継続	北部公民館
A	公民館文化祭において、車いすレクダンス協会の協力を得て、ダンスパーティーを実施し、障害者との交流を深めた。	A	公民館文化祭の一部会場において車いす専用スペースを設置し、落ち着いて発表の観覧ができるよう配慮した。	継続	高根台公民館
A	広報ふなばしへの掲載やホームページ等により、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行った。	A	広報ふなばしへの掲載やホームページ等により、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行った。	継続	障害福祉課



整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
153	3	3	4. 作品発表の場の提供	障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。	市のホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展の更なる周知を図り、より多くの方に鑑賞して頂けるよう努めます。
154	3	3	5. 障害のある人を指導するスポーツ・レクリエーション指導者の確保	指導者を育成している団体の活動に対する後援承認などにより、スポーツ・レクリエーション指導者やボランティアの育成を支援しています。	リハビリテーションの一環として、スポーツ・レクリエーションを行う指導者育成団体の活動への支援を通じて、指導者の確保に努めます。
155	3	3	6. 精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実	船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環としてレクリエーション、創作的活動などを推進しています。	(仮称)保健福祉センターへの移転とともに、更なる事業の充実を図ります。
156	3	3	7. 地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透	地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員やふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などを通して障害のある人への理解の浸透を図っています。	地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。
157	3	3	7. 地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透	地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員やふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などを通して障害のある人への理解の浸透を図っています。	地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。
158	3	3	8. スポーツ・文化活動を行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援	スポーツ・文化活動を行う団体などからの求めに応じて、障害のある人のスポーツ・文化活動への参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。	必要に応じて、スポーツ・文化活動を行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援します。
159	3	3	9. 一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援	一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。	必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。
160	3	3	9. 一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援	一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。	必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。
161	3	3	10. 学校におけるスポーツ、文化活動の充実	障害のある児童生徒も障害のない児童生徒もともに、スポーツや文化活動に取り組み、各学校に指導・助言を行っています。	障害の有無に関わらず、スポーツや運動に親しみ安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切に、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。
162	3	3	10. 学校におけるスポーツ、文化活動の充実	障害のある児童生徒も障害のない児童生徒もともに、スポーツや文化活動に取り組み、各学校に指導・助言を行っています。	障害の有無に関わらず、スポーツや運動に親しみ安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切に、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。
163	3	3	11. スポーツ・文化活動への参加の促進	広報でのスポーツ・文化活動への参加の呼びかけ、有料公共施設の利用については障害のある人が利用する際に使用料を減免することで、スポーツ、文化活動への参加促進を図っています。	広報活動等により、更なる参加を呼びかけ、有料公共施設の使用料について減免することによりスポーツ、文化活動を促進します。
164	3	3	11. スポーツ・文化活動への参加の促進	広報でのスポーツ・文化活動への参加の呼びかけ、有料公共施設の利用については障害のある人が利用する際に使用料を減免することで、スポーツ、文化活動への参加促進を図っています。	広報活動等により、更なる参加を呼びかけ、有料公共施設の使用料について減免することによりスポーツ、文化活動を促進します。
165	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
166	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
167	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
168	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
169	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
170	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
171	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	①障害者団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害者団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。
172	3	3	12. 生涯学習への参加の促進	②生涯学習情報冊子「楽しく学ぼうふなばし」を作成し、船橋市及びふなばし市民大学校や船橋市公園協会等で行っている、障害のある人のための生涯学習情報も含めた生涯学習情報を提供しています。	②障害のある人を含めた生涯学習情報を提供します。
173	3	4	1. 国際交流事業への障害のある人の参加の推進	姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体に国際交流を行っています。	障害の有無にかかわらず国際交流を実施します。

第3次船橋市障害者施策に関する計画 【第3章教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等】 平成29年度進捗状況

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	障害者週間記念事業の中で、団体・個人からの作品を募集し、事業の充実に取り組んだ。	A	障害者週間記念事業の中で、団体・個人からの作品を募集し、事業の充実に取り組んだ。	継続	障害福祉課
A	指導者を育成している団体の活動に対する後援承認について、現状、後援の申請及び実績はなかった。なお、団体の活動への支援は今後も行う方向性である。	A	指導者を育成している団体の活動に対する後援承認について、現状、後援の申請及び実績はなかった。なお、団体の活動への支援は今後も行う方向性である。	継続	障害福祉課
A	船橋市地域活動支援センター事業としてレクリエーション、創作的活動等を通して日中活動の場の提供とともに、利用者からの声をプログラムに生かすことで、利用者が楽しみながら参加できる企画を実施した。	A	船橋市地域活動支援センター事業としてレクリエーション、創作的活動等を通して日中活動の場の提供とともに、アンケートを実施し利用者からの声をプログラムに生かすことで、利用者が楽しみながら参加できる企画を実施した。	継続	保健総務課
A	ふなばし市民大学校まちづくり学部スポーツコミュニケーション学科の授業において、ハンディキャップスポーツの講義や実技を行った。前年度と比較し、修了者数は微減したものの、継続して障害のある人への理解の浸透を図ることができていると考えられるため、評価をAとした。 平成28年度実績 修了者数：18人	A	ふなばし市民大学校まちづくり学部スポーツコミュニケーション学科の授業において、ハンディキャップスポーツの講義や実技を行った。前年度と比較し、修了者数は微増した。また、障害のある人への理解の浸透を図ることができていると考えられるため、評価をAとした。 平成29年度実績 修了者数：20人	継続	社会教育課
B	市民大学校では、スポーツコミュニケーション学科で4時間、健康学科と一般教養学科でそれぞれ2時間の講義・実習を実施している。スポーツコミュニケーション学科で20人、健康学科と一般教養学科で100人ずつが受講している。	B	市民大学校では、スポーツコミュニケーション学科で4時間の講義・実習を実施している。スポーツコミュニケーション学科では20人が受講している。スポーツ推進委員に関しては、30年度事業で研修会を実施することを決定した。	継続	生涯スポーツ課
A	千葉県障害者スポーツ大会実施時に、若草の会他2団体に参加を呼びかけた。	A	千葉県障害者スポーツ大会実施時に、障害福祉団体等に参加を呼びかけた。	継続	障害福祉課
A	身体障害者福祉作業所太陽や身体障害者福祉センターにおいて一般市民団体による活動が行われているほか、市のホームページへ障害福祉施設の情報を掲載した。	A	身体障害者福祉作業所太陽や身体障害者福祉センターにおいて一般市民団体による活動が行われているほか、市のホームページへ障害福祉施設の情報を掲載した。	継続	障害福祉課
D	市民団体から施設紹介等に関し要望を受けておらず、評価できない。	D	市民団体から施設紹介等に関し要望を受けておらず、評価できない。	継続	文化課
A	学校訪問や要請訪問の際に、主に、授業における指導法の改善という面から指導と助言を行った。	A	学校訪問や要請訪問の際に、主に授業における指導法の改善という面から指導と助言を行った。	継続	指導課
A	体育主任研修会や運動部活動指導者研修会の開催や、小・中・特別支援学校の訪問の実施を行った。その際に、児童・生徒が運動の特性に触れ、一人一人が発達段階に応じて主体的に取り組むような活動を進められるように指導・助言を行った。	A	体育主任研修会や運動部活動指導者研修会の開催や、小・中・特別支援学校の訪問の実施を行った。その際に、児童・生徒が運動の特性に触れ、一人一人が発達段階に応じて主体的に取り組むような活動を進められるように指導・助言を行った。	継続	保健体育課
A	YMCAチャリティーランの実施にあたり、運動公園に使用料減免の申請を行った。	A	YMCAチャリティーランの実施にあたり、運動公園に使用料減免の申請を行った。	継続	障害福祉課
B	障害のある人が有料公共施設を利用する際の使用料については、減免を行っておりますが、広報活動等による参加促進は行えていない。	B	障害のある人が有料公共施設を利用する際の使用料については、減免を行っておりますが、広報活動等による参加促進は行えていない。	継続	生涯スポーツ課
A	公民館の使用料減免を希望する障害福祉団体について、減免となるように社会教育課長に申請した。	A	公民館の使用料減免を希望する障害福祉団体について、減免となるように社会教育課長に申請した。	継続	障害福祉課
A	障害者団体の公民館利用に対し、要綱に基づき使用料の減免措置を行った。（身体、聴覚、自閉症等18団体が中央公民館を定期的に利用した。）	A	障がい者団体の公民館利用に対し、要綱に基づき使用料の減免措置を行った。（身体・聴覚・自閉症等21団体が中央公民館を延656回利用した）	継続	中央公民館
A	障がい者福祉団体がサークル活動を行う際に公民館使用の免除について定着しており、生涯学習の参加の促進が図られている。	A	障がい者福祉団体がサークル活動を行う際に公民館使用の免除について定着しており、生涯学習の参加の促進が図られている。	継続	東部公民館
A	障害者団体がサークル活動等を行う際の使用施設として定着してきている。	A	障害者団体がサークル活動等を行う際の使用施設として定着してきている。	継続	西部公民館
A	該当団体利用時には公民館使用料を減免している。	A	該当団体利用時には公民館使用料を減免している。	継続	北部公民館
A	登録されている障害者福祉団体への使用料の減免によって利用の促進を図っている。	A	登録されている障害者福祉団体への使用料の減免によって利用の促進を図っている。	継続	高根台公民館
A	障害者福祉団体が、障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際は、使用料を免除した。利用回数・利用者数共に微減したものの、使用料の減免を通して生涯学習への参加の促進を図ったため、評価をAとした。 平成28年度実績 利用回数：延べ1,379回 利用者数：延べ21,125名	A	障害者福祉団体が、障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際は、使用料を免除した。利用者数は減少したものの、利用回数が増加した。使用料の減免を通して生涯学習への参加の促進を図ったため、評価をAとした。 平成29年度実績 利用回数：延べ1,459回 利用者数：延べ20,479名	継続	社会教育課
A	生涯学習冊子「楽しく学ぼうふなばし」を発行し、市等が実施する生涯学習事業をお知らせした。前年度と同数を発行し、生涯学習情報を提供できたため、評価をAとした。 平成28年度実績 発行部数：年間2,100冊	A	生涯学習冊子「楽しく学ぼうふなばし」を発行し、市等が実施する生涯学習事業をお知らせした。前年度と同数を発行し、生涯学習情報を提供できたため、評価をAとした。 平成29年度実績 発行部数：年間2,100冊	継続	社会教育課
A	従前どおり、障害のある人も含む市民団体（船橋市国際交流協会）にて国際交流イベントを実施している。また、同協会が主催する国際理解セミナーでは、車椅子利用者専用スペースを設けている。	A	従前どおり、障害のある人も含む市民団体（船橋市国際交流協会）にて国際交流イベントを実施している。また、同協会が主催する国際理解セミナーでは、車椅子利用者専用スペースを設けている。	継続	国際交流課





## 第4章

# 雇用・就業、経済的自立の支援

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
174	4	1	1. 就労希望者への情報提供	①障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。	①きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図ります。
175	4	1	1. 就労希望者への情報提供	②職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、就職希望者への情報提供を行っています。	②開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めます。
176	4	1	2. 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」に向けての取り組み	今後施行される「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の国の動向について、情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けての情報収集を行い、指針等の周知に努めます。
177	4	1	3. 企業への啓発	職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。
178	4	1	4. 各種制度の周知	職場実習先開拓員が企業訪問する際、各種奨励金等の啓発に努めています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、各種制度の周知をします。
179	4	1	5. 合同面接会の開催	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施しています。	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。
180	4	1	6. 市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。
181	4	1	6. 市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。
182	4	1	6. 市職員としての雇用	医療業務を行う有資格者の確保が前提となるため、障害のある人の雇用に直接繋げることが難しい状況です。	職員の多くが専門職として勤務している状況ではあるが、適性に応じた業務を障害のある人の雇用に繋げていくよう努めます。
183	4	1	7. 事業主への雇用支援	障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。また、障害のある人を雇用した事業主に対して、雇用促進奨励金を交付しています。	奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めます。
184	4	2	1. 船橋市自立支援協議会専門部会の開催	船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を毎年開催しています。	障害者就労の関係機関が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、ジョブコーチとの連携、ジョブサポーター研修の実施、障害者合同説明会の開催等について議論します。
185	4	2	2. 船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実	就労に向けて、船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会を開催しています。	船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会にて、就労等の推進に向けて検討します。
186	4	2	3. 関係機関との連携強化	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害のある人の就労に関する課題を共有するとともに、ジョブサポーター研修の実施や障害者合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障がい者地域福祉連絡会、商工会議所との更なる連携の強化を図ります。
187	4	2	4. 障害者就業・生活支援センターの充実	障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付します。
188	4	2	5. 就労定着に向けた支援	就職準備段階からジョブコーチによる支援を開始し、就職後の実務支援を行っています。また、障害福祉サービスを提供する事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を身につけられるよう、ジョブサポーター研修を実施しています。	就労支援における課題を踏まえて、ジョブサポーター研修の内容等について見直し、ジョブコーチの利用促進について検討するとともに、障害者就労に関わる人に幅広く必要な知識の習得を図ります。
189	4	2	6. 地域活動支援センター等の充実	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っています。	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の運営の安定化を図る為、運営費の補助等を継続します。
190	4	2	6. 地域活動支援センター等の充実	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っています。	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の運営の安定化を図る為、運営費の補助等を継続します。
191	4	2	7. 受注及び販路の拡大	千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大についての指導を行っています。	千葉県障害者就労事業振興センターの体制を拡大し、契約主体となる共同受注窓口を設置することにより、事業所への支援及び障害のある人の工賃向上を図ります。
192	4	2	8. 職親委託制度の利用	職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。	知的障害者に対する職親委託制度を継続します。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	障害者就業・生活支援センター就労支援員配置補助金：4,709千円(決算額) 就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、就労支援事業所等の関係機関との連携を図れるよう取り組んだ。	A	障害者就業・生活支援センター就労支援員配置補助金：4,712千円(決算額) 就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、就労支援事業所等の関係機関との連携を図れるよう取り組んだ。また、障害者就労支援ハンドブックの修正を行い、就労希望者へ障害者就労に係る支援施設・機関の情報提供を行った。	継続	障害福祉課
A	障害者就労支援関係機関へ紹介した企業数：35社	A	障害者就労支援関係機関へ紹介した企業数：37社	継続	商工振興課
A	情報収集を行った。	A	企業等を対象に開催している障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の場において、法の改正内容について取り上げ、中でも「障害者に対する差別の禁止」及び「合理的配慮の提供義務」について重点的に説明を行い、理解啓発を図った。また、情報収集を行った。	継続	障害福祉課 商工振興課
A	平成28年度訪問企業数：167社	A	平成29年度訪問企業数：143社	継続	商工振興課
A	職場実習先開拓員が企業を訪問する際、チラシを配布し、各種奨励金制度を周知した。	A	職場実習先開拓員が企業を訪問する際、チラシを配布し、各種奨励金制度を周知した。	継続	商工振興課
A	平成28年度障害者雇用促進合同面接会参加者数：85名	A	平成29年度障害者雇用促進合同面接会参加者数：98名	継続	商工振興課
(誤) A (正) B	障害者を対象とした市職員の採用試験及び非常勤職員の募集・採用を実施した。 法定雇用率は未達成のため、継続して雇用機会を設けていくことで達成に努める。	B	障害者を対象とした市職員の採用試験及び非常勤職員の募集・採用を実施した。 法定雇用率は未達成のため、継続して雇用機会を設けていくことで達成に努める。	拡大	職員課
(誤) A (正) B	障害のある人を対象とした非常勤職員の募集・採用を実施した。 法定雇用率は未達成のため、継続して雇用機会を設けていくことで達成に努める。	B	障害のある人を対象とした非常勤職員の募集・採用を実施した。 法定雇用率は未達成のため、継続して雇用機会を設けていくことで達成に努める。	拡大	教育総務課
D	直接の雇用に繋げることができなかった。	D	直接の雇用に繋げることができなかった。	継続	医療センター
A	平成28年度雇用促進奨励金交付金額（障害者対象分）：6,138,000円 平成28年度障害者職場実習奨励金額：3,420,000円	A	平成29年度雇用促進奨励金交付金額（障害者対象分）：5,580,000円 平成29年度障害者職場実習奨励金額：2,940,000円	継続	商工振興課
A	就労支援部会：3回開催 障害者福祉施設合同説明会：1回開催 ジョブサポーター養成研修：1回開催 就労支援部会員と障害者就労の課題を共有し取り組んだ。	A	就労支援部会：4回開催 障害者福祉施設合同説明会：1回開催 ジョブサポーター養成研修：1回開催 就労支援部会員と障害者就労の課題を共有し取り組んだ。	継続	障害福祉課
A	卒業後の生活、相談に携わる立場の方を委員とし、卒業後の就労状況や生活について情報交換をした。	A	第二作業部会：3回開催 卒業後の生活、相談に携わる立場の方を委員とし、卒業後の就労状況や生活について情報交換をした。	継続	総合教育センター
A	就労支援部会：3回開催 就労支援部会にて議論を重ね、ジョブサポーター養成研修、障害者福祉施設合同説明会を実施することができた。また、障害者就労に係る関係部署等の連携を強化するため「障害者就労に係る組織内連携会議」を開催した。	A	就労支援部会：4回開催 就労支援部会にて議論を重ね、ジョブサポーター養成研修、障害者福祉施設合同説明会の実施、障害者就労支援ハンドブックの修正を行った。また、障害者就労に係る関係部署等の連携を強化するため、「障害者就労に係る組織内連携会議」「就労移行支援事業所連絡会」を開催し、障害者就労に係る課題の意見交換等を行った。	継続	障害福祉課
A	障害者就業・生活支援センター就労支援員配置補助金：4,709千円(決算額) 障害がある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図った。	A	障害者就業・生活支援センター就労支援員配置補助金：4,712千円(決算額) 障害がある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図った。	継続	障害福祉課
A	ジョブサポーター養成研修：1回開催 参加者数：33人（内、一般企業参加者数：3人） テーマ「精神障害者の就労支援と障害者雇用促進法の改正にともなう対応」 従前、午後の半日で研修を実施していたが、平成27年度から午前・午後の1日に時間を拡大し、障害者の就労支援の推進に努めた。	A	ジョブサポーター養成研修：1回開催 参加者数：77人（内、一般企業参加者数：30人） テーマ「精神障害者の就労定着と障害者雇用促進法の改正について」 平成29年度は一般企業参加者が大幅に増加し、従前から行っていた支援例に加えて、雇用側への更なる障害者就労の理解啓発を行うことで、障害者の就労支援の推進に努めた。	継続	障害福祉課
A	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に、運営費の補助を行った。 ・地域活動支援センター 80,903千円 市内 9事業所 市外 7事業所 ・心身障害者福祉作業所 19,101千円 市内 3事業所	A	地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に、運営費の補助を行った。 ・地域活動支援センター 88,336千円 市内 10事業所 市外 6事業所 ・心身障害者福祉作業所 12,197千円 市内 2事業所	継続	障害福祉課
A	5年ごとに指定管理者の更新選定を行い、状況に沿った業務遂行のための人件費や事業費を算定しながら候補者選定を行っている。	A	5年ごとに指定管理者の更新選定を行い、状況に沿った業務遂行のための人件費や事業費を算定しながら候補者選定を行っている。	継続	保健総務課
A	衛生管理研修などの実践的な研修や経営力強化研修等を実施した。	A	衛生管理研修、経営力強化研修、栄養成分分析計算法セミナー等を実施した。	継続	障害福祉課
A	知的障害者に対する職親委託制度を継続する。 対象者 1名	A	知的障害者に対する職親委託制度を継続する。 対象者 1名	継続	障害福祉課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
193	4	3	1. 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	平成25年度から、毎年船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。	障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額定め、ホームページで実績を公表し、目標金額の達成と調達金額の増額を目指します。
194	4	3	2. 福祉ショップの開設	障害のある人の就労先の確保や工賃向上を目的とし、福祉ショップの設置を検討しています。	福祉ショップの設置に向けて、設置場所の選定などの具体的な検討をします。
195	4	4	1. 障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。
196	4	4	1. 障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。
197	4	4	2. 手当の給付	各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。	障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にて更なる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援します。
198	4	4	3. 心身障害者新規就労支度金の支給	心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています。	市のホームページや福祉のしおり等にて更なる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援します。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	目標を達成することができた。 目標額：15,692,000 実績額：15,954,511 件数：37件	B	目標額には達しなかったが、クリーニング、公園清掃、点字広報、声の広報の件数増など全体の件数は増加した。 目標額：16,274,000円 実績額：15,275,111円 件数：62件	継続	障害福祉課
A	障害者就労施設等による合同販売会を実施した。 市役所本庁舎：6回	A	障害者就労施設等による合同販売会を実施した。 市役所本庁舎：6回 ららぽーとTOKYO-BAY：3回 ふなばし朝市：4回	継続	障害福祉課
A	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図った。	A	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図った。	継続	国民年金課
B	市のホームページ、障害福祉のしおりへの掲載、手帳交付時及び手帳交付説明会にてパンフレットを配布・案内など周知を図った。	A	市のホームページ、障害福祉のしおりへの掲載、手帳交付時及び手帳交付説明会にてパンフレットを配布・案内など周知を図っている。	継続	障害福祉課
A	市のホームページや広報、障害福祉のしおりだけでなく、手帳交付の通知を送付する際、各手当の対象となる可能性がある方には手当の通知も併せて送付する等周知を行い、各手当の要件を満たす方に適切に支給し、経済的自立を支援した。	A	市のホームページや広報、障害福祉のしおりだけでなく、手帳交付の通知を送付する際、各手当の対象となる可能性がある方には手当の通知も併せて送付する等周知を行い、各手当の要件を満たす方に適切に支給し、経済的自立を支援した。	継続	障害福祉課
C	本事業による支度金の支給は一時的なものであり、これをもって経済的自立を支援したとは言えない。	C	本事業による支度金の支給は一時的なものであり、これをもって経済的自立を支援したとは言えない。	継続	障害福祉課



# 第5章

## 生活環境

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
199	5	1	1. 市営住宅の確保	市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図っています。	新規建設住宅のある場合には一定の戸数の確保を図ります。
200	5	1	2. 市営住宅への入居の促進	障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。	入居者資格の緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図ります。
201	5	1	3. 住宅整備の促進	住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、無料相談会の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。	無料増改築相談会を行うとともに、チラシ配布にて周知を図ります。
202	5	1	4. 住宅改造の支援	①障害のある人又は同居する家族が、障害者のために既存の住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。	①障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図ります。
203	5	1	4. 住宅改造の支援	②障害のある人のために浴室やトイレ等を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。	②住宅改造資金の助成について、制度周知を図り、適切な利用を促進します。
204	5	1	5. 民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進	連帯保証人の確保に苦慮している障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証、低所得者については、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。	介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページに掲載して周知を図ります。
205	5	2	1. 公共交通機関の利用の利便性の確保	①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修を行う際には、「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基づいた施設となるように呼びかけています。	①事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけます。
206	5	2	1. 公共交通機関の利用の利便性の確保	②鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。	②鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図ります。
207	5	2	2. 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。	今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます。
208	5	2	3. 公園等の整備	公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。	「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を行います。
209	5	3	1. 総合的かつ効果的なまちづくりの推進	窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。	「千葉県福祉のまちづくり条例」を事業者に対して説明するなど制度の更なる理解を図ります。
210	5	3	2. 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進	不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知徹底と意識・理解の高揚を図っています。	窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知します。
211	5	3	3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化	重点整備地区の特定旅客施設及び公共施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。	旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。
212	5	3	3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化	重点整備地区の特定旅客施設及び公共施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。	旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。
213	5	3	4. 歩道環境の整備	歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。	個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備します。
214	5	3	5. 人にやさしい歩道への整備	既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置・色の塗り直し工事、危険箇所点字ブロックを設置しています。	誰もが歩きやすくするため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図ります。また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮し取り組みます。
215	5	3	6. 放置自転車の解消	自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去移送及び自転車利用者への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努めています。	放置自転車の防止の啓発と撤去に関しては、引き続き取り組みを行います。駐輪場整備を計画的に進めるために、「船橋市自転車等駐車対策に関する総合計画」策定します。



進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
D	平成28年度は独立行政法人都市再生機構（UR）からの借上げにより、新たに10戸を市営住宅として供給した。そのうち、障害のある人向けの住宅は0戸であった。	D	平成29年度は独立行政法人都市再生機構（UR）からの借上げにより、新たに20戸を市営住宅として供給した。そのうち、障害のある人向けの住宅は0戸であった。	継続	住宅政策課
A	緩和措置を行っており、入居者募集時のしおり及びホームページに緩和措置について掲載し、周知を図った。	A	緩和措置を行っており、入居者募集時のしおり及びホームページに緩和措置について掲載し、周知を図った。	継続	住宅政策課
A	市役所、フェイスにて毎月2回、無料増改築相談会を行っている。障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、フェイス、各出張所、各公民館にて相談会のチラシを配布して周知を図った。	A	市役所、フェイスにて毎月2回、無料増改築相談会を行った。25件の相談があった。	継続	住宅政策課
B	身体障害者のためにバリアフリー工事を行う際に必要な資金の貸付の実績はなかったものの、数件の相談に対応し、障害のある人の日常生活の質の向上を図った。	B	身体障害者のためにバリアフリー工事を行う際に必要な資金の貸付の実績はなかったものの、数件の相談に対応し、障害のある人の日常生活の質の向上を図った。	継続	障害福祉課
A	平成28年度実績 件数 9件 助成額 4,264,000円	A	平成29年度実績 件数 9件 助成額 2,915,500円	継続	障害福祉課
B	介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページ等に掲載して周知を図った。 結果として平成28年度の相談は50件あったが、障害のある人からの申請はなかった。	B	介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページ等に掲載して周知を図った。 結果として平成29年度の相談は22件あったが、障害のある人からの申請はなかった。	継続	住宅政策課
A	京成本線京成中山駅においてスロープが設置され、改札の内外におけるバリアフリー化した経路（1つ以上）を市内の全ての駅で確保することとなった。	A	平成28年度までに、改札の内外におけるバリアフリー化した経路（1つ以上）を市内の全ての駅で確保した。平成29年度は、各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけた。	継続	道路計画課
A	京成本線京成中山駅のスロープ設置に対し、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図った。	A	東武野田線新船橋駅、新京成線二和向台駅の内方線付点状ブロック整備事業に対し、事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図った。	継続	道路計画課
B	平成28年度千葉県福祉のまちづくり条例第25条の通知8件を収受。	B	平成29年度千葉県福祉のまちづくり条例第25条の通知9件を収受。	継続	建築指導課
A	平成28年度は新設公園整備で出入口、園路及び水飲み場のバリアフリー化を図った。	A	平成29年度は田喜野井公園ほか1公園の出入口、園路、トイレ及び水飲み場のバリアフリー化を図った。	継続	公園緑地課
A	事業所から届出があった際に各担当課にて周知を図っている。 平成28年度障害福祉課への届出件数1件	A	事業所から届出があった際に各担当課にて周知を図っている。	継続	障害福祉課
B	平成28年度千葉県福祉のまちづくり条例33件を収受。	B	平成29年度千葉県福祉のまちづくり条例34件を収受。	継続	建築指導課
C	重点整備地区における駅施設での可動式ホーム柵設置を鉄道事業者に呼びかけた。	C	重点整備地区における駅施設での可動式ホーム柵設置を鉄道事業者に呼びかけた。	継続	道路計画課
A	船橋市交通バリアフリー道路特定事業計画に則り整備を行った。	A	船橋市交通バリアフリー道路特定事業計画に則り整備を行った。	継続	道路建設課
A	幅の広い歩道として都市計画道路の歩道整備を約250m整備した。	A	幅の広い歩道として都市計画道路の歩道整備を約340m整備した。	継続	道路建設課
A	既設歩道の段差や急な勾配、手掛け穴を解消し、バリアフリー化を図った。 L=6,558m	A	既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図った。 L=3,584m	継続	道路維持課
A	●街頭指導員の配置 市内各駅に街頭指導員を配置し放置自転車防止の啓発を行った。 ●放置自転車の撤去・移送 年間445回、7,254台の放置自転車等を撤去し、歩行者の安全確保等に努めた。 ●放置自転車防止の啓発 ・10月1日から11月30日の間、市内各駅構内及び公共施設等にポスターを掲示した。 ・10月20日にJR津田沼駅前、10月28日にJR船橋駅前にてクリーンキャンペーンを実施した。	A	●自転車等駐車場の整備 ①船橋駅第16自転車等駐車場の新設（収容台数：715台） ②下総中山駅第2自転車等駐車場の増設（収容台数約50台増） ●街頭指導員の配置 市内各駅に街頭指導員を配置し放置自転車防止の啓発を行った。 ●放置自転車の撤去・移送 年間503回、6,818台の放置自転車等を撤去し、歩行者の安全確保等に努めた。 ●放置自転車防止の啓発 ・10月1日から11月30日の間、市内各駅構内及び公共施設等にポスターを掲示した。 ・10月27日にJR船橋駅南口付近にて、クリーンキャンペーンを実施した。	継続	都市整備課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
216	5	3	7. 不法占有物の除去	歩行者等の通行障害となることから、日、祝、年末年始を除き毎日撤去作業を行っています。	「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行います。また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めます。
217	5	3	7. 不法占有物の除去	歩行者等の通行障害となることから、日、祝、年末年始を除き毎日撤去作業を行っています。	「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行います。また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めます。
218	5	3	8. 交通安全思想・教育の推進	交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。	春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。
219	5	3	8. 交通安全思想・教育の推進	交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。	春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	平成28年度簡易除却件数：12,636件 平成28年度違反パトロール実施状況 JR船橋駅周辺：7回 JR西船橋駅周辺：8回 JR津田沼駅周辺：9回	A	平成29年度簡易除却件数：12,227件 平成29年度違反パトロール実施状況 JR船橋駅周辺：9回 JR西船橋駅周辺：7回 JR津田沼駅周辺：7回	継続	都市計画課
A	主要駅周辺の道路上において、定期的な違反屋外広告物除去パトロールに加え、船橋駅周辺において、移動販売行為や演奏行為等を指導・啓発するパトロールを実施した。	A	昨年度に引き続き、主要駅周辺の道路上において、定期的な違反屋外広告物除去パトロールに加え、船橋駅周辺において、移動販売行為や演奏行為等を指導・啓発するパトロールを実施した。	継続	道路管理課
A	春と秋に全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベント、市内各所で交通安全教室を実施した。	A	春と秋に全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベント、市内各所で交通安全教室を実施した。	継続	市民安全推進課
A	平成28年度は、各学校で作成した「学校安全計画」の推進を図り、小学校での交通安全教室、中学校でのスクエアード・ストリート自転車交通安全教室を市民安全推進課と連携し、実施した。また、全国交通安全運動期間はもちろんのこと、交通安全の啓発を図った。	A	各学校で作成した「学校安全計画」の推進を図り、小学校では交通安全教室、中学校ではスクエアード・ストリート自転車交通安全教室を市民安全推進課と連携し実施した。また、全国交通安全運動期間はもちろんのこと、交通安全の啓発を図った。	継続	保健体育課



# 第6章

## 安全・安心

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	(計画策定時の)施策の方向性
220	6	1	1. 地域防災計画の充実	「地域防災計画」(平成25年1月改訂)に、要配慮者(災害時要援護者)への支援内容や取組み等について記載しています。	支援内容や取組み等については適宜地域防災計画の見直しを行い、支援体制の充実に努めます。
221	6	1	2. 関係部局の連携の強化	災害時要援護者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。	定期的に災害時要援護者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。
222	6	1	3. 避難所の整備	小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車いすで利用できる仮設トイレや車いすを備蓄しました。また、福祉避難所には、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した物資の備蓄を行っています。	要配慮者へ配慮した物資の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。
223	6	1	4. 福祉避難所の設置	避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、平成24年度に市公共施設33施設、平成26年度に市立船橋特別支援学校(金堀校舎・高根校舎)を福祉避難所として指定しました。	福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結に努めます。
224	6	1	5. 緊急一時入所の協定締結	災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度に各施設に調査を行いました。	障害者施設や高齢者施設等を運営する法人等との協定締結に努めます。
225	6	1	6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて	聴覚障害者ファクシミリネットワーク事業やふなばし安全・安心メールの登録やひとり暮らしまたはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。	障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリネットワーク事業や新たなメール配信システムによるふなばし災害情報メールの登録の推進や緊急通報装置の制度の周知を行います。
226	6	1	7. 災害対応の充実	市の総合防災訓練において、平成25年度に福祉避難所の開設訓練等を行い、要配慮者の受け入れについての訓練を行いました。また、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練も併せて行いました。各施設への実施指導の際に、防災訓練の実施の有無や避難通路等防災体制についてのチェックや指導を行っています。	障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認などを通じ、災害対応の充実に努めます。
227	6	1	8. 地域防災体制の整備	要配慮者支援対策について、平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に、説明を行っています。また、平成25年3月に作成し、全戸配布した「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。市では、ガイドラインに基づく災害時要援護者台帳を作成し、このうち、地域との情報共有に同意した災害時要援護者名簿を平成24年度から整備しています。整備した名簿は、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。	要配慮者支援対策について、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。
228	6	1	8. 地域防災体制の整備	要配慮者支援対策について、平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に、説明を行っています。また、平成25年3月に作成し、全戸配布した「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。市では、ガイドラインに基づく災害時要援護者台帳を作成し、このうち、地域との情報共有に同意した災害時要援護者名簿を平成24年度から整備しています。整備した名簿は、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。	要配慮者支援対策について、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。
229	6	2	1. 防犯情報の提供	防犯情報・不審者情報等については、「船橋ひやりハット防犯・交通安全情報」として登録者にメールで配信しています。	「船橋ひやりハット防犯・交通安全情報」について障害のある人の利用促進に努めます。
230	6	2	2. 関係機関の連携による犯罪被害の防止	警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。	犯罪被害の防止のための地域の障害者団体、福祉施設との連携のあり方について検討します。
231	6	3	1. 消費者トラブルに関する情報提供について	消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。	消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署からの障害のある人に関する情報を入力し、広報紙や市のホームページ、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組めます。
232	6	3	2. 消費者トラブルに関する関係機関の連携	消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。	関係部署との連携により、障害者団体を把握したうえで、今後の取り組みを検討します
233	6	3	3. 消費生活相談体制の整備	消費生活センターで消費生活相談を実施しており、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。	現在行っている、障害のある人からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。
234	6	3	4. 消費者教育の推進	町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。	障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。

進捗状況(平成28年度)		進捗状況(平成29年度)		今後の方向性	担当課
評価	実績(平成28年度)	評価	実績(平成29年度)		
A	地域防災計画に、継続して要配慮者への支援内容や取組み、避難行動要支援者名簿作成等に関して明記している。	A	地域防災計画に、継続して要配慮者への支援内容や取組み、避難行動要支援者名簿作成等に関して明記している。	継続	危機管理課
A	災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者名簿の作成等に関連して、要配慮者対策推進委員会を2回、要配慮者支援等作業部会開催を4回開催し、関係部局との連携、情報共有を図り、災害時における職員行動マニュアルの暫定版を作成した。	A	災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者名簿の作成等に関連して、要配慮者支援等作業部会開催を1回開催し、関係部局との連携、情報共有を図り、災害時における職員行動マニュアルの進捗状況を共有した。	継続	地域福祉課
A	災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、避難所となる小中学校に避難行動要支援者名簿を配備した。	A	流動食にもなる調理不要の非常食を更新し、避難所の生活環境を向上させるため、小中学校にアルミマットを配備した。	継続	危機管理課
A	災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、船橋市老人福祉施設協議会と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結した。	A	福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結するよう、継続して検討している。	継続	危機管理課
A	災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、船橋市老人福祉施設協議会と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結した。	A	災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れ先をさらに確保するため、民間の障害者施設や高齢者施設等についても、福祉避難所指定の協定締結するよう、継続して検討している。	継続	危機管理課
A	昨年は光化学スモッグの発令はなかったが、今後あった際にはFネット登録者に対して送信する。 また、緊急通報装置の制度の周知を行った。 新規貸与数 4件	A	光化学スモッグの発令等Fネット登録者に対して送信した。 また、緊急通報装置の制度の周知を行った。 新規貸与数 5件	継続	障害福祉課
A	要配慮者と支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員等)が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。※平成26年度より実施 また、災害時における要配慮者の受入れについて円滑な連携がとれるよう、協定を締結した障害者福祉施設を運営する社会福祉法人に防災MCA無線を設置した。	A	要配慮者と支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員等)が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。(140団体) また、障害福祉団体等との避難所運営訓練を、総合防災訓練のメイン校において八木が谷小学校で実施した。	継続	危機管理課
A	要配慮者と支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員等)が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。※平成26年度より実施 災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、避難所となる小中学校に避難行動要支援者名簿を配備した。 自主防災組織の結成促進や地域防災力を高めるために地域防災リーダー養成講座を開催した。	A	要配慮者と支援者(町会・自治会、民生委員・児童委員等)が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。(140団体) 災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、避難所となる小中学校に避難行動要支援者名簿を配備した。 自主防災組織の結成促進や地域防災力を高めるために地域防災リーダー養成講座を開催した。(289名)	継続	危機管理課
A	平成28年3月に送付した同意・不同意確認書により同意した方の情報を同年10月に市社会福祉協議会に提供した。提供した情報は安心登録カード事業を通じて地域での「顔の見える関係づくり」に活用されている。 平成29年2月に船橋市地域防災計画に基づく避難行動要支援者の新規対象者及び前年度未回答者に対して同意・不同意確認書を発送した。 また、同意・不同意に関わらず、避難行動要支援者の名簿を市内82カ所の小・中学校に配備した。	A	平成29年2月に送付した同意・不同意確認書により同意した方の情報を同年5月に市社会福祉協議会に提供した。提供した情報は、安心登録カード事業を通じて地域での「顔の見える関係づくり」に活用されている。 同年10月に船橋警察及び船橋東警察と避難行動要支援者名簿の提供について覚書を取り交わし、平成30年1月にこれまでに同意した方の情報を両警察の管轄区域ごとに提供した。 平成30年1月に船橋市地域防災計画に基づく避難行動要支援者の新規対象者及び前年度未回答者に対して同意・不同意確認書を発送した。 また、市内82カ所の小・中学校に配備している同意・不同意に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を更新した。	継続	地域福祉課
A	ホームページ、各種制度案内、メール登録案内のチラシ配布・庁舎内掲示などにより、メール利用等の周知を図った。	A	ホームページ、各種制度案内、メール登録案内のチラシ配布・庁舎内掲示などにより、メール利用等の周知を図った。	継続	市民安全推進課
A	関係機関と適宜情報共有を行い、犯罪被害防止の取り組みを行った。	A	関係機関と適宜情報共有を行い、犯罪被害防止の取り組みを行った。	継続	市民安全推進課
A	広報紙や市のホームページ、くらしの情報において、最新事案の情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んだ。 ◎広報紙による啓発6回 ◎ホームページによる啓発6回 ◎くらしの情報の発行3回	A	広報紙や市のホームページ、くらしの情報において、最新事案の情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んだ。 ◎広報紙による啓発6回 ◎ホームページによる啓発6回 ◎くらしの情報の発行3回	継続	消費生活センター
A	消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との情報交換を行い、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んだ。 ◎千葉県消費生活センター連絡協議会への出席4回 ◎千葉県研修会への参加1人 ◎国民生活センター研修会への参加13回 ◎全国中核市消費者行政協議会への出席1回	A	消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との情報交換を行い、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んだ。 ◎千葉県消費生活センター連絡協議会への出席4回 ◎千葉県研修会への参加4人 ◎国民生活センター主催講座への参加13回 ◎全国中核市消費者行政協議会への出席1回	継続	消費生活センター
A	該当する相談はなかった。また、専門的な研修等の開催に関する情報もなかった。 ◎消費生活相談件数4,024件	A	該当する相談はなかった。また、専門的な研修等の開催に関する情報もなかった。 ◎消費生活相談件数4,323件	継続	消費生活センター
A	障害者施設からの依頼はなかったが、特別支援学校等からの依頼により、計3回・95人を対象に社会人になるに当たっての消費者トラブルの注意点等について講義した。 ◎まちづくり出前講座開催件数28件・参加者数2,004人	A	障害者施設等からの依頼はなかった。 ◎まちづくり出前講座開催件数20件・参加者数1,281人	継続	消費生活センター





## 第7章

# 差別の解消及び権利擁護の推進

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	施策の方向性
235	7	1	1. 障害者差別解消法施行に向けた取り組み	障害者差別解消法については、平成28年4月1日に施行されることとなっており、国の動向についての情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、障害者差別解消法施行に向けた取り組みを行います。
236	7	1	2. 権利擁護体制の検討	船橋市自立支援協議会にて権利擁護体制の検討を行っています。	船橋市自立支援協議会の権利擁護部会において、権利擁護に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。
237	7	1	3. 障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進	船橋市自立支援協議会・虐待防止対応連絡会議・個別ケース会議の3階層の虐待防止ネットワークを構築することにより障害者虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。	虐待防止対応連絡会議を活用し、障害者虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。
238	7	1	4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害者虐待防止のため高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害者虐待防止を推進します。
239	7	1	4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害者虐待防止のため高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害者虐待防止を推進します。
240	7	1	4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害者虐待防止のため高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害者虐待防止を推進します。
241	7	1	4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害者虐待防止のため高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害者虐待防止を推進します。
242	7	1	4. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害者虐待防止のため高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害者虐待防止を推進します。
243	7	1	5. 障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進	障害者虐待防止センターにて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害者虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。	障害者虐待防止センターにおいて虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害者虐待防止の取組を推進します。
244	7	1	6. 成年後見制度の利用の推進	①必要となる費用を負担することが困難である人に対し、後見人等の報酬等の全部又は一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。	①障害者世帯の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。
245	7	1	6. 成年後見制度の利用の推進	①必要となる費用を負担することが困難である人に対し、後見人等の報酬等の全部又は一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。	①障害者世帯の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。
246	7	1	6. 成年後見制度の利用の推進	②船橋市障害者成年後見支援センターにて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。	②船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、成年後見制度の利用を推進します。
247	7	1	7. ふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」の利用の推進	船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」にて、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。	ふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。
248	7	1	8. 心のバリアフリーの推進	各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めています。また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めています。	心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。
249	7	1	8. 心のバリアフリーの推進	各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めています。また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めています。	心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。
250	7	1	8. 心のバリアフリーの推進	各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めています。また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めています。	心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。
251	7	1	8. 心のバリアフリーの推進	各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めています。また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めています。	心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。
252	7	1	8. 心のバリアフリーの推進	各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などを通して、心のバリアフリーについて理解を進めています。また、市民のための講演会を開催し、障害の知識と理解を深めています。	心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。
253	7	2	1. 職員への障害及び障害のある人に関する理解の促進	①障害者差別解消法の施行に向け、職員に障害及び障害のある人への理解を図る必要があります。	①障害及び障害のある人への理解を図るため、全庁的な取り組みについて検討します。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	船橋市障害者差別解消支援地域協議会の設置準備を行った。広報らなばしや障害者週間記念事業において周知啓発活動を行った。	A	船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置した。同協議会は3回開催し、障害者差別に係る事例共有や意見交換を行った。また、障害者週間記念事業において周知啓発活動を行った。	継続	障害福祉課
A	平成28年度においては、権利擁護部会を3回開催し、障害者虐待防止マニュアルの改訂、障害者差別解消支援地域協議会の設置について協議した。	A	平成29年度においては、権利擁護部会を2回開催し、第5期船橋市障害福祉計画及び第1期船橋市障害児福祉計画についての報告や市民後見人に関する事項等について協議した。	継続	障害福祉課
A	平成28年度に虐待防止対応連絡会議を4回開催し、障害者虐待案件の終結に関する適否の判断や困難ケースについて諮った。また、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を行った。	A	平成29年度に虐待防止対応連絡会議を4回開催し、障害者虐待案件の終結に関する適否の判断や困難ケースについて諮った。また、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を行った。	継続	障害福祉課
A	定期的に児童・高齢者・障害者に関する虐待防止等の会議に出席し、情報把握と情報交換を行うと共に支援の必要な方に対しては各機関と連携し、支援している。	A	定期的に児童・高齢者・障害者に関する虐待防止等の会議に出席し、情報把握と情報交換を行うと共に支援の必要な方に対しては各機関と連携し、支援している。	継続	保健総務課
A	包括支援課、障害福祉課、保健所保健予防課から成る「3課による、虐待事例等に関する連絡会議」を平成28年度は定例会2回を開催し、緊急的な事案については適宜臨時会を開催した。	A	包括支援課、障害福祉課、保健所保健総務課から成る「3課による、虐待事例等に関する連絡会議」を平成29年度は定例会2回を開催し、緊急的な事案については適宜臨時会を開催した。	拡大	包括支援課
A	船橋市障害者虐待防止対応連絡会議に、包括支援課、家庭児童相談室及びこども発達相談センターの職員も参加し、虐待案件について意見交換を行った。	A	船橋市障害者虐待防止対応連絡会議に、包括支援課、家庭児童相談室及びこども発達相談センターの職員も参加し、虐待案件について意見交換を行った。	継続	障害福祉課
A	年4回開催される船橋市障害者虐待防止対応連絡会議に出席し、情報共有及び連携を図った。	A	年4回開催される船橋市障害者虐待防止対応連絡会議に出席し、情報共有及び連携を図った。	継続	家庭福祉課
A	要保護児童の早期発見に努め、虐待かどうかの判断が難しいケースに備えて関係機関と連携を図った。	A	要保護児童の早期発見に努め、虐待かどうかの判断が難しいケースに備えて関係機関と連携を図った。	継続	療育支援課
A	平成28年度受理件数（虐待防止センター分）15件 虐待防止センターを中心に通報受付・相談を行った。また、虐待防止のための啓発として平成28年度は施設職員向け及び養護者・学校関係者向けの研修を計2回実施した。	A	平成29年度受理件数（虐待防止センター分）21件 虐待防止センターを中心に通報受付・相談を行った。また、虐待防止のための啓発として平成29年度は養護者及び施設職員向けの研修を計2回実施した。	継続	障害福祉課
A	制度の必要性のある方に対して、関係機関からの相談に応じ、成年後見制度等の利用を図った。 平成28年度実績 市長申立：2件 報酬助成利用：16件	A	制度の必要性のある方に対して、関係機関からの相談に応じ、成年後見制度等の利用を図った。 平成29年度実績 市長申立：5件 報酬助成利用：16件	継続	保健総務課
A	市長申立て 2件（後見2、保佐0） 報酬助成 5件（在宅4、施設1） 計1,217,000円 本制度の利用を必要とする障害者について申立て、報酬の助成を行った。	A	市長申立て 3件（後見3、保佐0） 報酬助成 12件（在宅8、施設4） 計2,739,287円 本制度の利用を必要とする障害者について申立て、報酬の助成を行った。	継続	障害福祉課
A	平成28年度の実績は、①相談件数が3,537件（知的2,371件、精神942件、その他224件）、②法人後見の受任件数が51件（補助5件、保佐31件、後見15件）となっている。	A	平成29年度の実績は、①相談件数が4,759件（知的3,061件、精神1,186件、その他512件）、②法人後見の受任件数が67件（補助5件、保佐40件、後見22件）となっている。	継続	障害福祉課
A	日常生活自立支援事業により高齢、知的障害、精神障害、身体障害者の方々が福祉サービスを安心して利用できるようなお手伝いをし、自立した地域生活を送るために必要な支援を行った。また、定期的な訪問により、「福祉サービス利用援助」（日常的な金銭管理等）を提供することで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援をした。また、地域包括・在支の合同会議に出席させていただき、本事業の周知を行った。	A	日常生活自立支援事業により高齢、知的障害、精神障害、身体障害者の方々が福祉サービスを安心して利用できるようなお手伝いをし、自立した地域生活を送るために必要な支援を行った。また、定期的な訪問により、「福祉サービス利用援助」（日常的な金銭管理等）を提供することで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援をした。また、地域包括・在支の合同会議に出席させていただき、本事業の周知を行った。 ◎新規契約締結者数：7人 ◎解約者数：19人 ◎H30.3末日利用者数：59人	継続	地域福祉課
A	精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るため、普及啓発講演会、船橋市精神保健福祉推進協議会による小冊子の発行、こころの健康セミナーを実施。平成28年度実績 普及啓発講演会：1回 42名 こころの健康セミナー：1回 108名	A	精神障害者に対する偏見、差別の解消及び正しい知識の普及啓発を図るため、普及啓発講演会、船橋市精神保健福祉推進協議会による小冊子の発行、こころの健康セミナーを実施。平成29年度実績 普及啓発講演会：1回 86名 こころの健康セミナー：1回 97名	継続	保健総務課
B	学校における学習は実施できていない。	A	学校における学習は実施できていない。 障害者週間記念事業のチラシを各学校の高学年に配布し、イベントへの参加を促し障害の理解を図った。	継続	障害福祉課
A	市民のための講演会を開催し、発達障害への知識の普及と理解の促進を図った。	A	市民のための講演会を開催し、発達障害への知識の普及と理解の促進を図った。	継続	療育支援課
A	学校訪問や要請訪問の際に、主に、道徳や特別活動、総合的な学習の時間における指導法の改善という面から指導と助言を行った。	A	学校訪問や要請訪問の際に、主に、道徳や特別活動、総合的な学習の時間における指導法の改善という面から指導と助言を行った。	継続	指導課
A	公民館の事業にて、ボランティア養成講座、介護予防教室等、心のバリアフリーに関する学習機会の提供を行った。前年度と比較し、実施館数が減少したものの、参加者数が増加したため、評価をAとした。 平成28年度実績 実施館数：14館 参加者数：延べ21,080名	B	公民館の事業にて、パラスポーツ体験、中学生ボランティア養成講座、手話講座などハンデを理解する事業を実施した。平成29年度より、集計方法を変更したことがあるものの、実施館数及び延べ参加者数共に減少したため評価をBとした。 平成29年度実績 実施館数：4館 参加者数：延べ322名	継続	社会教育課
A	障害者差別解消法についての全庁的な研修を実施し、職員の障害及び障害のある人に関する理解の促進を図った。	A	障害者差別解消法についての全庁的な研修を実施し、職員の障害及び障害のある人に関する理解の促進を図った。	継続	障害福祉課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の)現状	施策の方向性
254	7	2	1. 職員への障害及び障害のある人に関する理解の促進	②新規採用職員研修時に人権についての講話の時間を設けるとともに、車いすや視覚障害者体験の実施、障害者施設を含む福祉施設での実地体験を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	②新規採用職員研修の課目の中で、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。
255	7	2	2. 事業における合理的な配慮の推進	障害のある人に対する配慮について、各課が独自に行っています。	障害及び障害のある人に対する配慮について、国において今後示される合理的な配慮を推進します。
256	7	2	3. 選挙における障害のある人への配慮の推進	投票所のバリアフリーなど投票環境の改善に努めています。	投票環境の更なる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。
257	7	2	4. 市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進	議場傍聴席において車いす専用席の設置や手話通訳者の派遣を行っています。	市議会の傍聴における障害のある人への配慮を推進します。

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の方向性	担当課
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）		
A	新規採用職員研修2部課程において、講話「人権について」、車いす操作及び視覚障害者体験、障害者福祉施設を含む福祉施設における3日間の実地研修を231名の研修生に対して実施した。	A	新規採用職員研修2部課程において、講話「人権について」、車いす操作及び視覚障害者体験、障害者福祉施設を含む福祉施設における3日間の実地研修を一部職種を除き156名の研修生に対して実施した。	継続	職員課
A	障害者差別解消法についての全庁的な研修を実施し、その中で合理的配慮の基本的な考え方や具体例について説明した。	A	障害者差別解消法についての全庁的な研修を実施し、その中で合理的配慮の基本的な考え方や具体例について説明した。	継続	障害福祉課
A	平成28年7月執行参議院議員選挙及び平成29年3月執行千葉県知事選挙時に障害のある人への配慮ある対応を目的として当日投票所への仮設スロープ設置やコミュニケーションボードの配置を行った。更に各期日前投票所へ杖ホルダーや筆記用具の補助グリップ等を配置し、宣誓書や掲示紙の文字を拡大。車いすの動線に配慮した会場レイアウトとした。	A	平成29年6月執行船橋市長及び船橋市議会議員補欠選挙並びに平成29年10月執行衆議院議員総選挙時に障害のある人への配慮ある対応を目的として当日投票所への仮設スロープ設置やコミュニケーションボードの配置を行った。更に各期日前投票所へ杖ホルダーや筆記用具の補助グリップ等を配置し、宣誓書や掲示紙の文字を拡大。車いすの動線に配慮した会場レイアウトとした。	継続	選挙管理委員会事務局
A	本会議場傍聴席に車いす専用スペース3席分、ヘッドホン付席10席、本会議場傍聴席及び第4・5委員会室に補聴器誘導システムを設置している。また、手話通訳の希望があれば派遣している。	A	本会議場傍聴席に車いす専用スペース3席分、ヘッドホン付席10席、本会議場傍聴席及び第4・5委員会室に補聴器誘導システムを設置している。また、手話通訳の希望があれば派遣している。	継続	庶務課



# 推 進 体 制

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の) 現状	(計画策定時の) 施策の方向性
258	推進体制	1	1. 広報媒体などによる推進	障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。平成25年度は、グループホームで生活する障害者の1日を掲載し障害のある人に対する理解の促進を図りました。	掲載内容について創意工夫するとともに市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。
259	推進体制	1	1. 広報媒体などによる推進	障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。平成25年度は、グループホームで生活する障害者の1日を掲載し障害のある人に対する理解の促進を図りました。	掲載内容について創意工夫するとともに市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。
260	推進体制	1	2. 精神障害者に対する理解の促進	船橋市精神保健福祉推進協議会主催のこころの健康セミナーを年1回開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めています。また地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催しています。	講演会等の開催により、精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めるとともに船橋市精神保健福祉推進協議会を通じて精神障害及び精神障害者の理解の促進を図ります。
261	推進体制	1	3. 障害者週間記念事業の実施	12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展や映画の上映などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	障害者週間記念事業を開催し、その中で身体障害者補助犬の実演等の内容の充実を検討し、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。
262	推進体制	2	1. 交流保育の推進	定期的な交流保育を行うため、平成25年4月から「船橋市交流保育実施要領」を策定し、交流保育を行っています。	療育施設の発達支援児と保育園児が地域の中で育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行います。
263	推進体制	2	1. 交流保育の推進	定期的な交流保育を行うため、平成25年4月から「船橋市交流保育実施要領」を策定し、交流保育を行っています。	療育施設の発達支援児と保育園児が地域の中で育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行います。
264	推進体制	2	2. 地域交流の推進	小規模作業所が行うJR船橋駅北口デッキ広場で生産物販売や、地域活動支援センターが行う公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。	地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。
265	推進体制	2	3. 特別支援教育振興大会の開催	特別支援教育振興大会として、合同作品展、合同発表会、教育講演会を開催しています。	特別支援教育振興大会を開催することにより障害及び障害のある人の理解の促進を図ります。
266	推進体制	2	4. 障害福祉施設等との連携	船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。	意見交換や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めます。
267	推進体制	2	5. 学校教育における福祉教育の推進	福祉教育推進校を中心に、地域での研究・実践を深めています。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。	総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。
268	推進体制	2	5. 学校教育における福祉教育の推進	福祉教育推進校を中心に、地域での研究・実践を深めています。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。	総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。
269	推進体制	2	6. 生涯学習における福祉教育の推進	身体障害者福祉センターの福祉講座やまちづくり出前講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	市民を対象とした福祉講座やまちづくり出前講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人の更なる理解の促進を図ります。
270	推進体制	2	6. 生涯学習における福祉教育の推進	身体障害者福祉センターの福祉講座やまちづくり出前講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	市民を対象とした福祉講座やまちづくり出前講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人の更なる理解の促進を図ります。
271	推進体制	2	7. 身体障害者補助犬の啓発	身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。	広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを通じ、身体障害者補助犬に対する理解と浸透を図ります。
272	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
273	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
274	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。



進捗状況(平成28年度)		進捗状況(平成29年度)		今後の方向性	担当課
評価	実績(平成28年度)	評価	実績(平成29年度)		
A	平成28年度も障害者週間に合わせて、12月1日号の1～3面で障害者の理解促進のための特集記事を掲載。内容はほじょ犬への理解、障害者への就労などを紹介した。	A	平成29年度も障害者週間に合わせて、12月1日号の1～3面で障害者の理解促進のための特集記事を掲載。内容は就労をテーマに、障害者が自立に向けて、障害者就労施設などで意欲的に働いている姿を紹介した。その他ヘルプカードや補助犬、気軽に相談できる相談窓口など、利用できる様々なサービスを掲載した。	継続	広報課
A	毎年障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載している。	A	毎年障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載している。	継続	障害福祉課
A	船橋市精神保健福祉推進協議会主催のこころの健康セミナーを年1回開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めた。また普及啓発講演会として、地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催している。平成28年度実績 普及啓発講演会：1回 42名 こころの健康セミナー：1回 108名	A	船橋市精神保健福祉推進協議会主催のこころの健康セミナーを年1回開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めた。また普及啓発講演会として、地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催している。平成29年度実績 普及啓発講演会：1回 86名 こころの健康セミナー：1回 97名	継続	保健総務課
A	毎年12月3日～9日の障害者週間にあわせて、記念事業を行っている。 H26 来場者数 270人 H27 来場者数 603人 H28 来場者数 1,022人	A	毎年12月3日～9日の障害者週間にあわせて、記念事業を行っている。 H27 来場者数 603人 H28 来場者数 1,022人 H29 来場者数 2,116人	継続	障害福祉課
A	療育施設より希望者を募り、各保育園が受け入れ、定期的に交流を行った。	A	療育施設より希望者を募り、各保育園が受け入れ、定期的に交流を行った。	継続	公立保育園管理課
A	療育施設の発達障害児のうち、希望者について、公立保育園における交流保育を実施した。	A	療育施設の発達障害児のうち、希望者について、公立保育園における交流保育を実施した。	継続	療育支援課
A	地域における障害者理解の促進のため、JR船橋駅北口デッキでの販売会に際し、道路管理課に副申をしている。	A	地域における障害者理解の促進のため、JR船橋駅北口デッキでの販売会に際し、道路管理課に副申をしている。	継続	障害福祉課
A	どの行事も継続して行っていることで、参加者が増えてきている。教育講演会では、114名の参加があり、大変好評を得た。合同発表会は、7つの地域に分かれて開催した。合同発表会、合同作品展に参加した方のアンケートでは、特別支援教育に関わる理解、関心が深まったとの感想を得た。	A	どの行事も、たくさんの方の参加があった。教育講演会は210名の参加があり、講演内容も参加者から好評であった。合同作品展や合同発表会を通して、障害のある児童生徒の理解の促進が図れた。	継続	総合教育センター
A	船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席し障害福祉施設などとの連携を図った。	A	船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席し障害福祉施設などとの連携を図った。	継続	障害福祉課
A	総合的な学習の時間に、49校の小学校と15校の中学校が福祉の内容を取り上げて実施した。学校訪問や要請訪問の学校訪問や要請訪問の際に、主に、年間指導計画の立て方について指導と助言を行った。	A	総合的な学習の時間に、51校の小学校と15校の中学校が福祉の内容を取り上げて実施した。学校訪問や要請訪問の学校訪問や要請訪問の際に、主に、年間指導計画の立て方について指導と助言を行った。	継続	指導課
B	総合的な学習の時間や特別活動の時間において、福祉教育の内容を取り上げたり、特別支援学級設置校における交流及び共同学習の機会を増やしたり、特別支援学校の居住校交流を行ったりした。	B	総合的な学習の時間や特別活動の時間において、福祉教育の内容を取り上げたり、特別支援学級設置校における交流及び共同学習の機会を増やしたり、特別支援学校の居住校交流を行ったりした。	継続	総合教育センター
A	市民や福祉事業所等からの要請によりまちづくり出前講座を実施した。平成28年度は2回実施。また、市民や小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人の更なる理解の促進を図った。参加者数(延べ人数) 小学生福祉体験講座30名、一般市民向け福祉体験講座25名	A	市民や福祉事業所等からの要請によりまちづくり出前講座を実施した。平成29年度は3回実施。また、市民や小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人の更なる理解の促進を図った。参加者数(延べ人数) 小学生福祉体験講座26名、一般市民向け福祉体験講座33名	継続	障害福祉課
B	まちづくり出前講座における障害に関する講座を実施した。前年度と同様の回数を実施したものの、参加者数の減少に加え、実施回数が少なく、障害及び障害のある人の更なる理解を十分に促進できたとは考えられないため、評価をBとした。 平成28年度実績 講座数：1講座「障害福祉のあらし」 実施回数：2回 参加者数：延べ19名	B	まちづくり出前講座における生涯に関する講座を実施した。前年度より実施回数・参加者数共に軽微ながら増加したものの、依然として実施回数が少なく、障害及び障害のある人の更なる理解を十分に促進できたとは考えられないため、評価をBとした。 平成29年度実績 講座数：1講座「生涯福祉のあらし」 実施回数：3回 参加者数：延べ68人	拡大	社会教育課
A	広報ふなばしや障害福祉のしおりへの掲載、障害者週間記念事業での補助犬の実演を行った。また、市が所管する全ての施設に補助犬ステッカーの掲示状況を確認し、希望のあった施設にステッカーを配付した。	A	市民向けとしては、広報ふなばしや障害福祉のしおりへの掲載、障害者週間記念事業での補助犬の実演を行った。企業向けとしては、船橋商工会議所会報誌の「ハンドシェイク」にて、補助犬の啓発記事を掲載した。市職員向けとしては、市が所管する全ての施設に補助犬ステッカーの掲示状況を確認し、希望のあった施設にステッカーを配付した。また、障害者差別解消法庁内連絡会での補助犬の実演を行った。	継続	障害福祉課
A	船橋市地域活動支援センターの協力を得ながら、精神保健福祉推進協議会の事業により精神保健福祉ボランティア養成講座を実施しており、講座の中で市内病院や事業所の協力により、実習を実施するなどボランティア養成を行った。	A	船橋市地域活動支援センターの協力を得ながら、精神保健福祉推進協議会の事業により精神保健福祉ボランティア養成講座を実施しており、講座の中で市内病院や事業所の協力により、実習を実施するなどボランティア養成を行った。	継続	保健総務課
A	中学生ボランティア養成講座をはじめ、市民協働課と連携し、中学生～大学生を対象にした夏のボランティア体験の開催、福祉用具貸し出しや車いす体験、高齢者疑似体験、視覚障がい者体験などの福祉教育を小学校23校、中学校3校で行った。	A	中学生ボランティア養成講座をはじめ、市民協働課と連携し、中学生～大学生を対象にした「地域に飛び出せ!!ふなばし夏のボランティア体験」の開催、福祉用具貸し出しや車いす体験、高齢者疑似体験、視覚障がい者体験などの福祉教育を小学校24校、中学校1校で行った。また、平成29年度からの新規事業として、主に小学4年生を対象に、福祉冊子「やさしい気持ち」を配布し、福祉を学ぶきっかけ作りに寄与した。	継続	地域福祉課
A	障害者を理解し協力することを小学生向け、一般市民向けの福祉体験講座や点字講習会や手話講習会を通じて啓発し、ボランティアへの足掛かりとした。参加者数(延べ人数) 小学生福祉体験講座30名、一般市民向け福祉体験講座25名、点字講習会153名、手話講習会969名	A	障害者を理解し協力することを小学生向け、一般市民向けの福祉体験講座や点字講習会や手話講習会を通じて啓発し、ボランティアへの足掛かりとした。参加者数(延べ人数) 小学生福祉体験講座26名、一般市民向け福祉体験講座33名、点字講習会141名、手話講習会969名	継続	障害福祉課

整理番号	章	課題	項目	(計画策定時の) 現状	(計画策定時の) 施策の方向性
275	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
276	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
277	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
278	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
279	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
280	推進体制	3	1. ボランティアの養成	身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。	福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。
281	推進体制	3	2. ボランティア登録の推進	ボランティア活動の促進のため、ボランティアセンターやNBFクラブなどのボランティア登録を推進しています。	ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進します。またボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。
282	推進体制	3	2. ボランティア登録の推進	ボランティア活動の促進のため、ボランティアセンターやNBFクラブなどのボランティア登録を推進しています。	ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進します。またボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。
283	推進体制	3	2. ボランティア登録の推進	ボランティア活動の促進のため、ボランティアセンターやNBFクラブなどのボランティア登録を推進しています。	ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進します。またボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。
284	推進体制	3	3. ボランティア活動の支援	市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対する支援を行っています。	市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対する支援を行います。
285	推進体制	3	3. ボランティア活動の支援	市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対する支援を行っています。	市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対する支援を行います。
286	推進体制	3	3. ボランティア活動の支援	市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対する支援を行っています。	市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対する支援を行います。
287	推進体制	3	3. ボランティア活動の支援	市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対する支援を行っています。	市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対する支援を行います。
288	推進体制	3	4. 障害福祉団体への支援	障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。	障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図ります。

進捗状況(平成28年度)		進捗状況(平成29年度)		今後の方向性	担当課
評価	実績(平成28年度)	評価	実績(平成29年度)		
A	ふなばし市民大学校まちづくり学部ボランティア入門学科の授業において、福祉、ボランティアの現状やボランティア実践者の体験談等の学習を提供した。修了者数が増加したため、評価をAとした。 平成28年度実績 授業回数：35回 修了者数：26名	A	ふなばし市民大学校まちづくり学部ボランティア入門学科の授業において、ボランティアの現状やボランティア実践者の体験談等の学習を提供した。修了者数は28年度より1名減だが、ボランティアの養成ができたと考えられるため、評価をAとした。 平成29年度実績 授業回数：35回 修了者数：25名	継続	社会教育課
A	船橋市社会福祉協議会との共催により中学生ボランティア講座(視覚障害理解、聴覚障害理解、福祉施設体験、災害ボランティア体験)を全3日間で開催した。	A	船橋市社会福祉協議会との共催により中学生ボランティア講座(視覚障害理解、聴覚障害理解、福祉施設体験、災害ボランティア体験)を全3日間で開催した。	継続	中央公民館
A	市民の力活用事業「障がい者スポーツボランティア講座」(薬円台公民館)パートⅡを開催し、2016リオパラリンピックで活躍したボッチャに関する障がい者スポーツのボランティア実習とスポーツ交流を行った。また大会の視察を通して生で銀メダリストの素晴らしい技術を見ることができた。	A	市民の力活用事業「障がい者スポーツボランティア講座Ⅲ」(薬円台公民館)を開催し、2020東京オリンピックパラリンピックで千葉県開催のパラリンピック競技を周知するとともに、日本ボッチャ選手権優勝者、千葉パイレーツのシッティングバレーボール選手と交流し高度な技術を体験し障がい者スポーツのボランティアを実習する場を提供することができた。	継続	東部公民館
D	実施していない。	D	実施していない。	継続	西部公民館
D	実績なし。	D	実績なし。	継続	北部公民館
D	ボランティア養成について、講座の開催等の実施には至っていない。公民館単独での講座の開催は難しいと思われ、障害者支援団体等関係機関の要望があれば、その都度、支援を行いたい。	C	船橋市高根台地区社会福祉協議会と共催でボランティア活動の啓蒙、啓発を趣旨としたボランティア講座を実施したが、ボランティア養成には至っていない。障害に関することは専門の関係機関との連携がないと公民館単独では難しいことから、関係機関の要望等によりその都度支援を実施していく。	継続	高根台公民館
A	精神保健福祉推進協議会の事業により精神保健福祉ボランティア養成講座を実施しており、講座の中で市内ボランティア組織の体験談を盛り込み、ボランティアセンター職員によるボランティア登録の案内を実施した。	A	精神保健福祉推進協議会の事業により精神保健福祉ボランティア養成講座を実施しており、講座の中で市内ボランティア組織の体験談を盛り込み、ボランティアセンター職員によるボランティア登録の案内を実施した。	継続	保健総務課
A	船橋市ボランティアセンターの登録数はボランティアグループ204団体3,960名、個人298名、合計4,258名となっている。また、上記の他に、被災地で活動する災害ボランティア122名・市外を中心に活動するボランティア33名、助け合い活動などの有償ボランティア等の活動団体66団体のボランティア保険加入手続きを行った。	A	船橋市ボランティアセンターの登録数はボランティアグループ211団体3,908名、個人370名、合計4,278名となっている。また、上記の他に、被災地で活動する災害ボランティア55名・市外を中心に活動するボランティア28名、助け合い活動などの有償ボランティア等の活動団体41団体のボランティア保険加入手続きを行った。	継続	地域福祉課
A	船橋市在住の障害者等・障害者団体からのボランティア依頼について、ボランティア団体(NBFクラブ)と派遣可否について調整。平成28年度は14件の依頼を受理した。	A	船橋市在住の障害者等・障害者団体からのボランティア依頼について、ボランティア団体(NBFクラブ)と派遣可否について調整。平成29年度は9件の依頼を受理した。	継続	障害福祉課
A	打合せスペースの提供などの支援だけでなく、サポートセンター運営協議会と協力し、研修会などの事業を実施した。	A	打合せスペースの提供などの支援だけでなく、サポートセンター運営協議会と協力し、研修会などの事業を実施した。	継続	市民協働課
B	事業実施に関してボランティア団体に協力を得て実施しており、年間1回定期的に意見交換会を行っている。	A	事業実施に関してボランティア団体に協力を得て実施しており、年間1回定期的に意見交換会を行っている。	継続	保健総務課
A	安心安全にボランティア活動が行えるよう、ボランティアセンター登録者に対するボランティア保険加入手続きや船橋市市政功労表彰などへ推薦を行った。また、ボランティア活動を希望する方に対しては情報発信や相談を受けるほか、依頼を受けて285件の新規コーディネートを行った。	A	安心安全にボランティア活動が行えるよう、ボランティアセンター登録者に対するボランティア保険加入手続きや船橋市市政功労表彰などへ推薦を行った。また、ボランティア活動を希望する方に対しては情報発信や相談を受けるほか、依頼を受けて214件の新規コーディネートを行った。	継続	地域福祉課
A	毎週水曜日にNBFクラブとマッチング会議を開催。障害福祉課ではボランティア案件の紹介、登録ボランティア員向けの勉強会等を企画している。	A	毎週水曜日にNBFクラブとマッチング会議を開催。障害福祉課ではボランティア案件の紹介、登録ボランティア員向けの勉強会等を企画している。	廃止	障害福祉課
A	障害福祉団体が行う自主事業の経費の一部に対し、補助金を交付した。平成28年度決算額：1,659,000円	A	障害福祉団体が行う自主事業の経費の一部に対し、補助金を交付した。平成29年度決算額：1,610,000円	継続	障害福祉課



# 成果目標

整理番号			項目	該当箇所 (第2部各論 章一課題一項目)	(計画策定時の)現状 (直近の数値)
289	成果目標	1	計画相談支援の利用者数	1-1-2	障害者 101人/月 障害児 0人/月 (平成25年度)
290	成果目標	1	計画相談支援の利用者数	1-1-2	障害者 101人/月 障害児 0人/月 (平成25年度)
291	成果目標	2	訪問系サービスの利用時間	1-2-1	18,088時間/月 (平成25年度)
292	成果目標	3	日中活動系サービスの支給決定者数	1-2-1	51,063日/月 (平成25年度)
293	成果目標	4	施設入所者の地域生活への移行者数	1-2-1 1-2-6	48人 (平成17~25年度) ※平成17年10月1日から平成25年度末までの地域移行数
294	成果目標	5	グループホーム利用者数	1-2-1 1-2-6	217人/月 (平成25年度)
295	成果目標	6	障害児通所支援利用日数	1-3-2~4	3,922日/月 (平成25年度)
296	成果目標	7	母子健康手帳発行時の保健師の面接率	2-5-3	73.3% (平成25年度)
297	成果目標	8	特定健康診査受診率(国民健康保険加入者)	2-5-6	47.7% (平成25年度)
298	成果目標	9	特定保健指導実施率(国民健康保険加入者)	2-5-6	25.8% (平成25年度)
299	成果目標	10	特別支援学級設置校数①知的障害特別支援学級②自閉症・情緒障害特別支援学級	3-1-4	①33校 ②6校 (平成25年度)
300	成果目標	11	障害者向けの合同面接会の参加者	4-1-5	81人(平成25年度)
301	成果目標	12	船橋市及び船橋市教育委員会、医療センターの障害者雇用率	4-1-6	市：2.30% 教育委員会：2.66% 医療センター：1.92% (平成25年度)
302	成果目標	12	船橋市及び船橋市教育委員会、医療センターの障害者雇用率	4-1-6	市：2.30% 教育委員会：2.66% 医療センター：1.92% (平成25年度)
303	成果目標	12	船橋市及び船橋市教育委員会、医療センターの障害者雇用率	4-1-6	市：2.30% 教育委員会：2.66% 医療センター：1.92% (平成25年度)
304	成果目標	13	一般就労への年間移行者数	4-2-1~5	80人(平成25年度)
305	成果目標	14	就労移行支援の利用者数	4-2-1~5	176人(平成25年度)
306	成果目標	15	バリアフリー化された市内鉄道駅の数①段差解消②転落防止	5-2-1	①32駅 ②17駅 (平成25年度)
307	成果目標	16	高齢者や障害をもった人も出かけやすいまちだと思ふ人の割合	5-2-1~3 5-3-1~7	16.7%(平成25年度)
308	成果目標	17	近隣・地区公園の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	5-2-3	園路及び広場：64% 駐車場：71% 便所：58% (平成25年度)
309	成果目標	18	特定道路におけるバリアフリー化率	5-3-4~5	63.3%(平成25年度)
310	成果目標	19	駅周辺の放置自転車等の台数	5-3-6	7,514台(平成25年度)

進捗状況（平成28年度）		進捗状況（平成29年度）		今後の 方向性	担当課	計画策定時（平成26年2月）
評価	実績（平成28年度）	評価	実績（平成29年度）			目標
B	障害者 585人/月	B	障害者 670人/月	拡大	障害福祉課	障害者 1,396人/月 障害児 607人/月 (平成29年度)
B	障害児 205人/月	B	障害児 340人/月	拡大	療育支援課	障害者 1,396人/月 障害児 607人/月 (平成29年度)
A	20,842時間/月	A	22,354時間/月	継続	障害福祉課	22,169時間/月(平成29年度)
A	62,339日/月	A	65,699日/月	継続	障害福祉課	63,490日/月 (平成29年度)
B	8人	B	11人	継続	障害福祉課	19人 (平成29年度)
A	293人	A	330人	継続	障害福祉課	275人/月 (平成29年度)
B	10,062日/月	B	12,737日/月	拡大	療育支援課	9,733日/月 (平成29年度)
A	78.8%	A	100%	継続	地域保健課	80% (平成32年度)
B	48.5% (暫定値)	B	48.2% (暫定値)	拡大	健康づくり課	60% (平成29年度)
B	26.9% (暫定値)	B	24.0% (暫定値)	拡大	健康づくり課	60% (平成29年度)
A	①37校 ②8校	A	①38校 ②11校	継続	総合教育センター	①40校 ②20校 (平成32年度)
A	85人	A	98人	継続	商工振興課	151人(平成32年度)
(誤) A (正) B	(誤)市:2.34% (正)市:1.92%	B	市:2.37%	拡大	職員課	法定雇用率の遵守(平成32年度)
(誤) A (正) B	(誤)教育委員会:2.32% (正)教育委員会:1.68%	B	教育委員会:2.04%	拡大	教育総務課	法定雇用率の遵守(平成32年度)
(誤) A (正) B	(誤)医療センター:2.33% (正)医療センター:1.15%	B	医療センター:1.14%	継続	医療センター	法定雇用率の遵守(平成32年度)
B	92人	B	98人	継続	障害福祉課	160人(平成29年度)
B	179人	B	208人	継続	障害福祉課	307人(平成29年度)
A	①35駅 ②28駅	A	①35駅 ②30駅	継続	道路計画課	①35駅 ②35駅 (平成32年度)
D	— ※実績については平成30年度市民意識調査にて 調査予定	D	— ※実績については平成30年度市民意識調査にて 調査予定	継続	健康政策課	25%(平成30年度)
A	園路及び広場:73% 駐車場:71% 便所:67%	A	園路及び広場:75% 駐車場:63% 便所:69%	継続	公園緑地課	園路及び広場:91% 駐車場:100% 便所:100% (平成32年度)
A	86.1%(整備率)	A	97.2%(整備率)	継続	道路建設課	100%(平成32年度)
A	4,458台	A	3,971台	継続	都市整備課	7,000台(平成32年度)